

令和4年第8回

置戸町議会定例会会議録

令和4年12月14日開会

令和4年12月15日閉会

置戸町議会

令和4年第8回置戸町議会定例会（第1号）

令和4年12月14日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和3年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和3年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和3年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和3年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和3年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 10 議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例

- 日程第 14 議案第 62 号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 63 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 64 号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 65 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 18 議案第 66 号 令和 4 年度置戸町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 19 議案第 67 号 令和 4 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 68 号 令和 4 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 同意第 4 号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 22 報告第 10 号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 23 報告第 11 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 24 報告第 12 号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 25 総務常任委員会の道内所管事務調査報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和 3 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和 4 年第 6 回定例会付託〕
- 日程第 4 認定第 2 号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和 3 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和 4 年第 6 回定例会付託〕
- 日程第 5 認定第 3 号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和 3 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和 4 年第 6 回定例会付託〕
- 日程第 6 認定第 4 号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和 3 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和 4 年第 6 回定例会付託〕
- 日程第 7 認定第 5 号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和 3 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和 4 年第 6 回定例会付託〕
- 日程第 8 認定第 6 号 〔決算審査特別委員会報告〕

- 令和3年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
- 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和4年第6回定例会付託〕
- 日程第10 議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第18 議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 同意第 4号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第23 報告第11号 定期監査の結果報告について
- 日程第24 報告第12号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第25 総務常任委員会の道内所管事務調査報告について

○出席議員（8名）

1番	石井伸二議員	2番	小林満議員
3番	阿部光久議員	4番	佐藤勇治議員
5番	澁谷恒壹議員	6番	高谷勲議員
7番	嘉藤均議員	8番	岩藤孝一議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	菘島賢治
会計管理者	岡部信一	企画財政課長	坂森誠二

総務課参与 石 井 信 義
産業振興課長 五 十 嵐 勝 昭
地域福祉センター所長 石 森 実
総務課総務係長 鈴 木 良 知

町民生活課長 渡 邊 登 美 子
施設整備課長 名 和 祐 一
企画財政課財政課長補佐 菅 原 嘉 仁

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 須 貝 智 晴
図 書 館 長 遠 藤 薫

学校教育課長 大 戸 基 史
森林工芸館長 小 野 寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

書 記 鈴 木 良 知 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和4年第8回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって1番 石井伸二議員及び2番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から、道内所管事務調査にかかる委員の派遣の申出があり、置戸町議会会議規則第72条の規定により委員を派遣しましたので報告します。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議件は、次のとおりです。

- ・ 議案第58号から議案第68号。
- ・ 同意第4号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第10号から報告第12号。

今期定例会に議会から提出された議件は、次のとおりです。

- ・ 決算審査特別委員会審査報告書。
- ・ 総務常任委員会道内所管事務調査報告書。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりですが、本日、鈴木総務課長は、都合により欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔登壇〕 令和4年10月12日招集の第2回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月12日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、3件であります。

議案第1号「令和4年度北見地区消防組合一般会計補正予算について」は、歳入歳出それぞれ97

万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,340万9,000円とするものです。歳入歳出とも、北見市関係分の補正となります。

歳出からご説明いたします。

第3款常備消防費、北見消防署費では、全国消防救助技術大会の出場経費82万3,000円を増額補正計上いたしました。次に、非常備消防費、北見市消防団費では、新規消防団員の防火装備の追加購入及び消防団員の防寒衣整備に要する経費として、146万4,000円を増額補正計上いたしました。なお、消防団員の防寒衣整備につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備事業助成金を財源に実施する事業でございます。次に、消防施設費、北見消防施設費では、役務費及び工事請負費の事業費確定に伴い、131万7,000円を減額補正計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

第5款諸収入、雑入では、先程、歳出で申し上げました北見市消防団費に計上いたします、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備事業助成金97万円を計上いたしました。

以上で、令和4年度北見地区消防組合一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第2号「北見地区消防組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について」は、令和2年度より訓子府町で進めてまいりました、消防署訓子府支署の建設工事が、本年、10月1日より供用を開始したところであります。当該庁舎の移転に伴い、庁舎の位置が変更となるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、認定第1号「令和3年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算について」は、令和3年度主要施策の結果として臨時事業費については、北見消防署費の新型コロナウイルス感染症対策資器材整備費及び新型コロナウイルス感染症対策資器材整備費の繰越明許費分では、救急現場で使用するマスクや感染防止衣等の感染防止対策資器材をそれぞれ整備いたしました。

次に、消防施設整備事業費では、災害時召集用駐車場用地として1,219.01平米を取得したほか、北見消防署配備の高規格救急車及び消防本部配備の消防指令車を更新整備し、さらに、消防水利の計画的な整備のため消火栓2基を北見自治区に整備されました。

いずれの事業につきましても、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や緊急防災減災事業債等を主な財源として整備を進めております。

以上、辻管理者及び山田消防長より提案理由の説明がなされました。

その後、議案第1号、議案第2号及び認定第1号に対する質疑、討論を行い原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、お手元に配付のとおり資料でございますので、以上で説明を終わらせていただきます。

令和4年12月14日、報告者、小林満。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月16日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 認定第 1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出
決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳
入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程
第9 認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括
議題とします。

本案は、令和4年第6回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第38条第1項により、
決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。

委員長の報告を求めます。

5番 澁谷恒壹決算審査特別委員会委員長。

○5番 澁谷決算審査特別委員会委員長〔登壇〕 それでは、決算審査についてご報告申し上げます。

令和4年9月12日、第6回町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 令和3年度置戸
町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出
決算の認定についてまでの7件の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会は、9月12日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を
行いました。審査のため特別委員会は、10月31日から11月7日までのうち、4日間開催し、予
算執行に関わる各関係書類、諸帳簿等进行检查し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細か
つ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求めて疑問点などのヒヤリングを行いました。

審査及び質疑の詳細の内容については省略しますが、いずれも認定すべきものと全員一致で決定い
たしました。

それでは、決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、依然として厳しい状況にあるなか、先行きについ
ては感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げ、持ち直しの動きが期待されると
しながらも、経済の水準はコロナ禍前を下回っており、経済の回復は道半ばとなっております。

本町においても各種行事等の中止や自粛が相次ぎ、コロナ禍での地域経済の立て直しが急務となり
ました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、小規模事業者の経営安定
を図るための事業継続給付金や全町民に対する、コロナに負けるな生活応援事業等の実施、また、ワ
クチン接種対策事業費補助により、置戸赤十字病院と連携したワクチン接種の整備を図り、令和3年

度末では、60歳以上の町民の89.7%が3回目の接種を終了しております。

一方、主要ハード事業では、高度無線環境整備推進事業、トレーラーハウス設置工事、橋梁長寿命化修繕工事、中央公民館外壁改修工事などの大型事業が執行されました。令和3年度一般会計の歳出決算では47億8,212万円で、前年度比4,632万円の減額となりました。実質収支においては1億3,575万円の黒字となり、実質公債費比率は6.3%と前年度より0.6%減少した決算となっております。

決算審査における成果として、次の3点について申し上げます。一般会計の町税現年度分の徴収率が99.68%と徴収率の向上の努力が認められ、また、国保会計の国保税の現年度分においても99.33%と前年度を上回った結果となっております。このことについては、担当課の税徴収業務の日々の努力が顕著に現れており、今後、滞納繰越分と後年度の徴収率向上に更に邁進されるよう望みます。

釧北牧場の経営収支については、昨年度に引き続き町外からの乳牛の預託が大幅に増加したことにより、支出額が1,470万円に対し、収入は2,010万円と約540万円の黒字を確保し、釧北牧場の運営は好調であり、財政的にも大いに寄与いたしました。

令和3年10月より、ふるさと納税ポータルサイトを利用した返礼品を開始いたしましたが、ふるさと応援寄附金は年度の途中の実施でありましたが、623件、1,161万円となり、返礼品につきましても置戸町の主要産品のPRにも効果的であり、今後の展開に大いに期待するところであります。

次に、指摘意見を申し上げます。

民間賃貸住宅建設促進事業補助金につきましては、令和3年度に2件の申請があり、2,555万円交付しております。この補助金は建設費用の一部を助成することにより、本町における賃貸住宅の建設を促進するとともに、定住人口の確保と人口減少の抑制を図り、地域の活性化に寄与することを目的としておりますが、入居者募集時における町民に対する周知方法や家賃等の公表等、適切であったとは言い難く、この補助金の目的を踏まえ、今後は公正な取り扱いとするべきであります。

人材育成基金については、令和3年度の実績で貸与者13名793万円、償還者49名で1,149万円となっておりますが、近年に比べると貸付が減少傾向にあります。人材育成基金については、利用実態に応じた貸与額の見直しの協議や償還型のみならず、給付型の奨学金の充実など、基金のあり方については、内容の検討が必要であると考えます。

簡易水道事業における有収率は、54.2%と全国平均を大幅に下回っており、従来より実施している漏水対策の成果が思うように見えてこない現状にあります。その要因となっている漏水箇所を徹底的に調査し、重点的に取り組むことが求められます。受益者である町民のための重要な水源を保持し、安定的な簡易水道事業の運営を図るためにも、有収率向上に向けた取り組みが喫緊の課題であり、早急に対処するべきであります。

以上、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○岩藤議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第2号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第3号 令和3年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第4号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第5号 令和3年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第6号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号
令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書の通り、いず

れも認定するものでございます。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも認定することに決定しました。

◎日程第10 議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定について

○岩藤議長 日程第10 議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定については、施設整備課長より説明いたします。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定についてご説明いたします。

置戸町公営企業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

制定の理由を申し上げます。

現在、置戸町の簡易水道、下水道の特別会計は、地方公営企業法を適用していない公費適用となっております。平成31年1月に総務省より、地方公営企業法を適用する法適用への移行に係る大臣通知、局長通知において強い推進要請と財政的な支援措置が発出され、令和6年4月から法適用を発出するようスケジュールが示されました。今回、国がこの法適用を勧めている目的ですが、全国的に人口減少により、水道及び下水道の料金収入が減少傾向にある一方で、老朽化が進行している施設の更新が必要となっており、安定した経営を確保するために経営状況や財政状況を的確に把握することが可能となるよう公営企業会計に移行するためです。

法適用に移行した場合の変更点ですが、会計処理の方式が大きく変わります。従来の官庁方式、単式簿記から公営企業会計、複式簿記に移行することになります。また、公営企業会計においては、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成することになりますので、1年間の損益を正確に把握することができるようになります。

本町においては、令和2年度から法適用への移行の準備を開始し、令和3年度に固定資産台帳の整備を行いました。移行にどの程度の時間を要するか見通せなかったこともあったため、余裕を持って令和5年4月からの開始を目標とし、予定通り法適用へ移行することができることになったことから関係条例の整備を行うものです。

それでは、条例の内容についてご説明いたしますので、別冊の議案第58号説明資料をご覧ください。

制定の目的につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

次の表につきましては、左側が項目、右側が概要となっております。

第1条 設置につきましては、本町公営企業において簡易水道事業及び下水道事業を設置することを定めております。

第2条 法の財務規定等の適用につきましては、簡易水道事業及び下水道事業に公営企業法の財務規定を適用することを定めております。

第3条 経営の基本につきましては、公営企業においても従来の特別会計を継続して運営していくこと及び各事業の経営の規模について定めております。経営の規模ですが、簡易水道事業につきましては、給水人口が3,200人、給水量は計画1日最大給水量2,800立米となっており、下水道事業につきましては処理区域面積が155ヘクタール、計画人口が1,500人、計画水量が計画1日最大処理水量1,160立米と従来の特別会計から変更はございません。

第4条 事務所につきましては、公営企業の事務所を置戸町役場に設置することを定めております。

第5条 重要な資産の取得及び処分につきましては、重要な資産の取得及び処分。予定価格が700万円以上の不動産または動産の買入れまたは譲渡。土地につきましては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るは、予算で定めることにしております。

第6条 会計事務の処理につきましては、公営企業の出納事務を会計管理者に委任することを定めております。

第7条 業務状況説明書類の作成につきましては、公営企業に関し半年ごとに事業の概要、経理の状況、予算・決算の状況等を作成し、明らかにしなければならないと定めております。

第8条 利益処分の方法及び積立金の取り崩しにつきましては、毎事業年度で利益を生じた場合は、企業債の償還に充てるために減債積立金として積み立てなければならないとしており、さらに、補填残額がある場合は、利益積立金または建設改良積立金として積み立てることができると定めております。

なお、積立金は、一般会計等における基金の積み立てとは違い、利益の一部を特定の目的に使うための資金とするもので、減債積立金は企業債の償還に充てるため、利益積立金は欠損金を埋めるため、建設改良積立金は建設改良工事に充てるためとしております。

第9条 資本剰余金につきましては、毎事業年度で生じた資本剰余金を厳選別に積み立てなければならないと定めております。

なお、資本剰余金とは、資本取引によって公営企業内部に留保された剰余金によるもので、発生源泉によって固定資産の再評価によって生ずるもの、贈与によって生ずるもの、その他の3種類に分類してあります。

本議案にお戻りください。

議案を2枚めくっていただき左のページになります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(置戸町簡易水道設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 置戸町簡易水道設置条例(昭和39年条例第34号)

(2) 置戸町下水道設置条例(平成7年条例第1号)

(置戸町簡易水道事業給水条例の一部改正)

3 置戸町簡易水道事業給水条例(昭和34年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「置戸町簡易水道設置条例(昭和39年条例第34号)第2条」を「置戸町公営企業の設置等に関する条例(令和4年条例第 号)第3条第2項」に改める。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第58号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 公会計になるということで、今までは特別会計の方で予算立てしていたと思いきけども変わるということで、その辺の仕組みと言いますか、会計についてももう少し詳しくお知らせください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 会計につきましては、先ほど申しましたとおり、現在は官庁会計ということで、単式簿記、現金の出と入りのみを予算に上げるというような形になっておりましたが、公営企業会計、複式簿記という形になりますので、貸方と借方というようなことで財産についてすべて網羅して、損益についてですね、すべて網羅したような形になりますので、より経営状況等がはっきりするということになりますので、それを元に今後の事業の運営について進めていくというようなことになろうかというふうに考えております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 先ほどの説明では、会計事務の処理の関係でも今度は会計管理者に委任するというような方法に変わるというふうになっておりますけど、そこら辺のところをもう少し詳しくと言いますか、今までと変わるということでお伺いをしたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 公営企業になりましてもですね、従来通り、伝票等の出納の仕組みですね、出納のやり方につきましては従来通り、今までどおりと変わらないということにするために町の会計管理者に委任するというようなことを定めております。ですので、公営企業となったとしてもですね、以前と変わらないということで抑えていただければと思います。

○岩藤議長 3番 阿部議員。

○3番 阿部議員 この3条にですね、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように、当然ここで出てくるのは利用料金のことになろうかというふうに思うんですけども、その辺、

会計自体が赤字になったときに即ですね、利用者、町民に赤字の部分を埋めるような料金設定がされるんじゃないかと、こういう心配があるんですけども、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 すでにですね、法的化しております、他の自治体にも確認いたしましたが、損益計算書ですね、赤字についてはですね、すぐさまそれを持って料金を上げるというようなことはしておらず、赤字額については、あくまで参考としておρισして、全道ですね、他の市町村等の料金比較などにより料金を決定しているということでございます。本町につきましてもですね、同じように損益計算書の額についてはですね、あくまで参考というようなことで近隣の市町村等のですね、料金の状況等を勘案しながら進めていくことになろうかというふうに考えております。

○岩藤議長 2番 小林議員。

○2番 小林議員 ちょっとこれ条例だけでは、よく分からんところあるんですが、一つは、簡水と下水一緒になるんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 公営企業としては、一つということでございますけれども、会計としてはですね、下水道会計と簡水会計は別ということになっております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 もう1回確認しますけど、簡水は簡水で公営企業やって、下水は下水でやるって、したら2つになるということなんですね。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 そのとおりでございます。公営企業については、それぞれ簡水、下水ということで実施していくということになっております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 今まで役場は、どっちかったら大福帳でね、収入と支出として中身の分析がほとんどしてないから、今度は言ってみれば、一般の会社と同じように、ちゃんと科目を定めてねいろいろやると思うんですが、そのときに、さっき3番の阿部さんが言ったように、きちっと分析しないと駄目なことと、赤字になったときに一般会計からまた繰り入れするって、そういうことになるんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 従来どおりですね、やはり欠損金が出た場合につきましては、一般会計で繰り入れするというようなことは継続するような形になろうかというふうに考えております。

○2番 小林議員 最後の方、聞き取れなかった。

○名和施設整備課長 一般会計からの繰り入れにつきましては、従来どおり、欠損金が出た場合については、行うということとしております。

○2番 小林議員 繰り入れするっていうことでいいんですか。

○名和施設整備課長 繰り入れを行うということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 それで、貸借対照表を作ってますね、従来では変わった形で財産を評価するっていうことなんだけど、具体的にその下水にしろ、水道にしろね、簡水にしろ、財産の評価っていうのは、もう終わっているんですか。それともこれからやるんですか。その関係は、どういうふうになってますか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 財産、固定資産の台帳の整備につきましては、令和3年度で実施しておりまして、そこにつきましてはすべて終了しているということでございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 もう一度最後の方、聞き取れなかったからはっきり、評価してるっていうことなんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 聞き取りづらくて申し訳ございません。固定資産につきましては、令和3年度に実施しておりまして、評価と言いますか、工事の内容ですとか管路ですとかっていう、財産の部分ですね、につきましては、評価が終わっているということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 これちょっと分からんこといっぱいあるんでね、今すぐこう結論出すのは、ちょっとあれかなと思うんですが、さっきちょっと言ったように、固定資産の関係も持分としてね、償却資産とかいろんなものが出てくるんだと思いますけども、なんて言うのかな、やっぱりこの会計そのものが誰の目にも触れないで、一般会計だったら議会にかけて承認してあれしますけど、この会計になると一般議会にもかかるんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 予算等につきましてはですね、従来どおり同じく議会にかけて可決いただくということとなっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 ちょっと確認しますけども、いわゆる従来の特設会計で下水道と、それから簡易水道については、特別会計として処理されていたんだけど、今後はどこでそれを、一般会計で処理することなんですか。特別会計から、いわゆるこの簡易水道と下水道については、いわゆる一般会計でこの処理をするということなんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 一般会計でございまして、今までですね、特別会計でしたのが、下水道の場合ですと、下水道事業会計というような形、簡水については、簡水の事業会計というような形で取り進めることになっております。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時35分より再開します。

休憩 10時15分

再開 10時35分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第58号 置戸町公営企業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例から

◎日程第20 議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)まで

————— 10件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第11 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例から日程第20、議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)までの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例につきましては、施設整備課長が説明いたします。また、議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算、これにつきましても施設整備課長

が説明いたします。なお、この間の各議案につきましては、それぞれ担当する課長が説明いたします。

〈議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましては、5年以内の長期継続契約を締結することができる契約を定めております。先ほど議案第58号でご説明しましたが、簡易水道、下水道事業の公営企業への移行に伴い、現行の浄化センター管理業務及び簡易水道施設維持管理業務の委託契約期間が5年間となっていることから、条例の適用に公営企業を追加するものであります。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊の議案第59号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

右の欄が現行、左の欄が改正案になります。

第4条 公営企業への適用。この条例は、置戸町公営企業における契約についても適用するを加えるものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

〈議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町農業集落排水事業償還基金条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

置戸町農業集落排水事業償還基金条例につきましては、農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、農業集落排水事業償還基金を設置することを定めております。こちらも先ほど議案第58号でご説明しましたが、簡易水道、下水道事業の公営企業会計の移行に伴い会計処理の方式が変更になり、会計名等の名称も変更になることから改正するものです。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊の議案第60号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

さい。

右の欄が現行、左の欄が改正案になります。

第4条 運用益金の処理の中の下水道特別会計歳入歳出予算を下水道事業会計予算に改めるものです。

第5条 繰替運用等の中の歳入歳出予算を予算に、歳入を収入に改めるものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

〈議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例。
施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例
についてご説明いたします。

置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例につきましては、簡易水道事業の円滑なる運営とその推進を図るため、財政調整基金に充てる目的を持って簡易水道特別会計財政調整基金を設置することを定めております。こちらが議案第60号と同様、簡易水道、下水道事業の公営企業への移行に伴い会計処理の方式が変更になり、会計名等の名称も変更となることから改正するものです。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊の議案第61号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

右の欄が現行、左の欄が改正案になります。

条例名を、置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例から置戸町簡易水道事業会計財政調整基金条例に改めるものです。

第1条 設置の目的及び第2条 積み立てのなかの簡易水道特別会計を簡易水道事業会計に改めるものです。第4条 運用益金の処理の中の簡易水道特別会計歳入歳出予算を簡易水道事業会計予算に改めるものです。第5条 繰替運用等の中の歳入歳出予算を予算に、歳入を収入に改めるものです。

第6条 処分のなかの簡易水道特別会計を簡易水道事業会計に改めるものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

〈議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例。
施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町特別会計条例（昭和39年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

置戸町特別会計条例につきましては、特別会計を事業の円滑な運営とその経理の適性を図るため設置することを定めております。先ほど議案第58号でご説明しましたが、簡易水道、下水道事業の公営企業会計の移行に伴い、簡易水道特別会計及び下水道特別会計を廃止するものです。

改正の内容についてご説明いたしますので、別冊の議案第62号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

右が欄が現行、左の欄が改正案となります。

第1条 設置のなかの第2号 置戸町簡易水道特別会計、簡易水道事業及び第3号 置戸町下水道特別会計、公共下水道事業及び農業集落排水事業を削除し、第4号を第2号に改めるものです。

第2条 弾力条項の適用につきましては、適用しております前条の第2号及び第3号を削除することから本条例を削除するものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

〈議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

副町長。

○葦島副町長 担当課長に代わりまして、私から議案第63号についてご説明をいたします。

議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

11月11日開催の報酬審議会におきまして、議員の月額報酬の改定について諮問をし、ご審議をいただきました。

答申内容でございますが、改定額は適当であること。また、改定時期は時期改選期に改定することが適当との答申がございました。この答申を受けまして、条例の一部改正を提案するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、議案第63号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第1条 議員報酬ですが、第1号 議長を月額26万4,000円から31万5,000円に。第2号 副議長を月額20万7,000円から24万7,000円に。第3号 常任委員長及び議会運営委員長を月額19万円から22万7,000円に。第4号 議員を月額17万6,000円から2

1万円に改めるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

〈議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

副町長。

○葦島副町長 議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

置戸町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月に地方公務員法が改正され、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられることから、地公法の規定に基づき条例で定めなければならない事項について改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第64号説明資料、置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をご覧ください。

左が改正条項、右が改正内容となります。

初めに、第1章から附則までの目次を新設します。

第1条の改正は、地公法の引用条項の改正となります。

第3条の改正は、定年年齢を60年から65年に改めるものでございます。

第4条は、定年による退職の特例で、当該職員が高度の知識、技能等を有し退職により生ずる欠員を容易に補充することができない場合などに勤務延長できる規定ですが、文言の整備と特例を受けた場合の取り扱いの規定の整備を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

第6条は、管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定ですが、課長職と課長補佐職が60歳で降任対象となる規定となります。

第7条は、管理職として勤務できる年齢を60歳と定めませんが、60歳の誕生日を迎えた年度末まで管理職として勤務していただき、翌年度の4月1日から降任する形を取りたいと考えてございます。

第8条は、他の職へ降任等を行うに当たって遵守すべき事項として、地公法の定めのほか1号から3号までの規定を遵守するよう規定します。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例ですが、特殊な技能や経験が必要で、降任により欠損が生じ容易に補充できない場合や、特殊なプロジェクトの継続の必要性がある場合など公務の運営に著しい支障がある場合に、60歳以降も管理職として任用が可能な規定で、1年ごとの任用で、最大3年間行うことができます。第4条の改正規定と本条の改正規定につきましては、条例整備は行いますが、当面運用はないものと考えております。

3ページをご覧ください。

第10条、第11条は、第9条の適用を行う場合の本人同意、延長事由がなくなった場合の降任を規定しております。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定ですが、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度となります。60歳以降の職員の中には、健康上や人生設計上の理由等により、多様な働き方を望む職員も存在すると考えられることから制度が設計されました。イメージ図を載せておりますが、60歳から65歳へ定年が引き上げられますので、常勤職員として65歳までの勤務が原則となりますが、60歳で退職し、以後、定年前再任用短時間勤務として選択も可能となります。また、例えば、63歳まで常勤職員として勤務し、63歳で退職をし、以後、短時間勤務を選択することも可能となっております。

第13条は、定年前再任用短時間勤務制度を一部事務組合職員へ適用させる規定となります。

4ページをご覧ください。

附則の追加でございます。第3項は、定年に関する経過措置の規定で、2年に1歳ずつ定年年齢が引き上がることから、これらの経過措置を規定。第4項は、職員が59歳の時に、60歳以降に適用される任用や給与、退職手当制度などの情報を提供することや、60歳以降の勤務の意志、又は、退職の意思確認に努めることを規定しております。

附則第1条は、施行期日として、令和5年4月1日から施行。

第2条は、勤務延長に関する経過措置。

第3条から第6条の規定は、65歳前に定年を迎える職員は、65歳まで暫定再任用職員として任用可能とする規定。

第7条から第9条は、地公法第8条関係で規定する条例で定める職等の規定。

5ページ、第10条ですが、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置。

第11条は、地公法第2条第3項の規定する条例で定める年齢の規定となります。

参考としまして、定年年齢引き上げが完成するまでの本町職員の定年状況の推移を記載しておりますが、経過措置の適用を受ける職員は12名となり、昭和42年度誕生者以降、令和14年度から65歳完全定年となります。

議案第64号説明資料、置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程参照を願います。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

〈議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

副町長。

○葦島副町長 議案第65号についてご説明をいたします。

議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

先ほど議案第64号で説明しました、定年延長に関し地公法や定年等に関する条例の一部改正により、関連する8本の条例に改正が必要なことから、一括して整備条例にて改正を行うものでございます。

改正内容をご説明いたしますので、議案第65号説明資料、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をご覧ください。

第1条の改正は、置戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、地公法第22条の4第1項、定年前再任用短時間勤務職員の任用規定の引用条項の改正となります。

第2条は、置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、附則に第2項と第3項を追加します。附則第2項は、本来、地公法や条例に定める事由でなければ、本人の意に反して、休職や降給されることはありませんが、今回、後ほど第7条の給与条例の一部改正でご説明をしますが、60歳以降の給料は格付額の7割支給となるため、職員の意に反して給料を下げて支給する規定と、附則第3項では、降給した場合の通知規定を新設いたします。

第3条は、置戸町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正で、給料月額7割措置の適用に伴い、減給処分があった際の減給上限を定める規定を整備するものです。

第4条は、置戸町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ですが、派遣できる職員として、降任等により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に、60歳以降も管理職として任用された職員を追加いたします。

第5条は、置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、規定中、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に文言を整備します。

第6条は、置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、育児休業や育児短時間勤務をすることができない職員として、定年等に関する条例第9条に定める職員を加え、規定中、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に文言を整備いたします。

2ページをご覧ください。

第7条 置戸町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、定年前再任用短時間勤務職員の新設により、それまでの再任用の給料算定の方法を、定年前再任用短時間勤務職員の算定方法に改め、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、ほか文言の整備を行います。

置戸町職員の給与に関する条例の一部改正附則といたしまして、第4項から第11項の追加。別表の改正を行います。附則第4項は、当分の間、60歳に到達した最初の4月1日（特定日）以後に格付けされた号俸の7割を支給する規定。附則第5項は、第1号から第3号に規定する職員については、7割支給の適用除外となること。

3ページをご覧ください。

附則第6項は、当面の間、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給する規定ですが、降任後に格付けされた給料月額の7割の額が、降任前の給料月額の7割に満たない場合に、その差額を給料調整額として支給する規定となります。図のような計算方法となります。附則第7項は、降任後に受ける給料月額と調整額の合計が、その在籍級の最高号俸を超える場合の読み替え規定となります。附則第8項、第9項の規定は、降任後の職員間の給与に関し均衡上必要となる場合は、規則で調整額を支給できる規定となります。第10項は、規則への委任規定。別表1は、給料表の改正として文言の一部修正と定年前再任用短時間勤務職員の給料表を追加しております。

第8条は、定年延長に伴い常勤職員が原則となるため、再任用に関する条例を廃止するものでございます。

本議案にお戻りください。

3枚めくっていただき左のページ、附則となります。

附 則

第1条 施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 定義規定ですが、第1号は、改正地方公務員法を。第2号は、65歳前に定年を迎えた職員で、定年後、65歳まで再任用で採用される暫定再任用職員を。第3号は、第2号の職員のうち、短時間勤務となる暫定再任用短時間勤務職員を。第4号は、定年前提再任用短時間勤務職員を規定しております。

議案第64号説明資料の最後に説明いたしました今後の置戸町職員の退職の推移にも載っておりますが、現在、再任用職員2名も暫定再任用職員として位置付けられ、65歳定年が完成するまでの間、この2名を含み12名が暫定再任用制度の対象者となります。

第3条は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前提再任用短時間勤務職員とみなして、勤務時間や休暇等の規定を適用する規定。

第4条は、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員の給与等に関する経過措置の規定となっております。

議案第65号説明資料、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

○岩藤議長 ここではしばらく休憩します。11時20分から再開します。

休憩	11時10分
再開	11時20分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第7号）〉

○岩藤議長 議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度置戸町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,292万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,535万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましてご説明をいたしますので、別冊の令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）の8ページ、9ページをお開きください。歳出から説明をいたし

ます。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)、別添のとおり)

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時55分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第7号)〉

○岩藤議長 議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)。

3. 歳出。16ページ、17ページ。8款土木費、2項道路橋梁費。

道路橋梁の維持管理に要する経費から。

施設整備課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)、別添のとおり)

〈議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 次に、議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

令和4年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,201万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により、歳出よりご説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き願います。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 次に、議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第68号について説明をいたします。

令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

令和4年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,435万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第4号）の4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、議案第59号から議案第68号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第21 同意第4号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○岩藤議長 日程第21 同意第4号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、同意第4号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本町固定資産評価審査委員会委員、小田重孝氏は、令和5年1月11日をもって任期満了となることから、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

後任の方につきましては、小田重孝氏でございます。住所及び生年月日、年齢につきましては、議案に記載のとおりであります。

小田重孝氏の略歴等について申し上げます。昭和51年3月に置戸高校を卒業された後、7月に小田運輸有限会社に入社。平成17年3月には、小田運輸有限会社の代表取締役役に就任されております。

公職歴等ではありますが、平成7年に置戸町商工会の理事に就任。平成24年には副会長、そして、平成27年5月からは6年間、商工会会長を務められております。行政関連の委員では、平成18年6月から置戸町行政評価委員会委員、平成22年4月からは置戸町まちづくり基本条例委員会委員、平成27年からは置戸町表彰審議会委員を務められました。固定資産評価審査委員会委員として、平成29年1月に就任をされ、現在、2期6年、今回同意をいただければ3期目の委員ということになります。選任についての同意をよろしくお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第4号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第4号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第22 報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について

○岩藤議長 日程第22 報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第10号について申し上げます。

監査委員が令和4年10月20日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これでは報告済とします。

◎日程第23 報告第11号 定期監査の結果報告について

○岩藤議長 日程第23 報告第11号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第11号について申し上げます。

監査委員が令和4年11月21日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これでは報告済とします。

◎日程第24 報告第12号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第24 報告第12号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第12号について申し上げます。

監査委員が令和4年8月31日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執行

され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第25 総務常任委員会の道内所管事務調査報告について

○岩藤議長 日程第25 総務常任委員会の道内所管事務調査報告について。

委員長の報告を求めます。

7番 嘉藤均総務常任委員会委員長。

○7番 嘉藤議員〔登壇〕 本年度、総務常任委員会が実施しました道内所管事務調査に係る現状及び所見は、お手元に配付の調査報告書のとおりです。

調査期間は、令和4年10月4日から7日までの4日間。

調査場所は、旭川市、道立「北の森づくり専門学院」。白老町「ウポポイ」民族共生象徴空間。八雲町、株式会社青年舎「大関牧場」。東川町、町立「東川日本語学校」の4か所でございます。

委員7名と議長、随員職員の9名で調査を行いました。

それでは、調査に係る現状と所見につきまして申し上げます。

初めに、旭川市、道立「北の森づくり専門学院」についてであります。

「北の森づくり専門学院」は、令和2年4月に開校した道立の専修学校であり、道内の林業関係企業等への就職を希望する高校卒業程度の学力を有する40歳以下の者を就学要件としています。学年定員は40名であり、就学期間の2年間では、狩猟免許（わな猟）をはじめ14もの資格取得の講習を実施し即戦力となる人材を養成しています。

学校の校舎は、スギ・カラマツ・トドマツの道産材を使用し、暖房源は木質バイオマスボイラーを設置しています。

学院の魅力としては、大きく3点あり、①山のスペシャリストを目指す。森林科学、森林経営、施業技術、林業機械、木材利用、総合学習など、林業・木材産業を広く学ぶカリキュラムを組み、林業・木材産業で就労するための技術定着に向けた反復練習や基礎・応用実習など、体系的な指導により確かなスキルアップに繋がっています。

②未来志向のビジョンを育てる多様な実習プログラム。2年間で行う授業の3分の2が実習であり、現場での学びを重視して即戦力を養成、また、森林経営のプラン作成や地域課題の解決など、自ら考え行動する力を養う実習も豊富に取り入れています。

③北海道がまるごとキャンパス。道内全域をフィールドとし、地域のさまざまな森林や製材工場などで実習やインターンシップなどを実施、実習を通じて自分にあった就業分野や地域を見つけやすくなり、卒業後の就業先の選択に結びつけています。

授業では、高性能林業機械の操作シミュレータ11台（1台約300万円）を導入し、経験のない生徒も安全に繰り返し学ぶことができるよう、林業機械操作の基礎技術の養成を実施しています。また、林業先進地であるフィンランドとの教育連携や、タブレット端末を生徒全員に配布するなど、ICTを活用したDXの取り組みも行われています。

就職先については、全道各地の森林組合や企業等、内定率・進路決定率ともに100%であり、林

業に対する意欲あふれた人材を道内に輩出しており、インターンシップが進路決定において重要な鍵となっています。

今後において、北海道の持続的林業発展のためには欠かせない林業の担い手確保は喫緊の課題であり、その課題解決を目指す林業の専門的技術や技能、知識を養成する先進的な教育機関でありました。

所見としまして、本町のほか、オホーツク管内に林業科の設置をしている高校はなく、林業に関わる担い手の確保は容易ではありませんが、今後、この学院からの人材確保に着眼し、行政のみならず、町内の各林業関係機関と情報を共有し、早急に林業関係の人材確保に努めることが急務であると考えます。また、広報などを活用し、広く住民に周知し、新卒者など林業に関心のある人へのPRを行い、担い手確保に寄与することが重要です。

次に、(2) 白老町「ウポポイ」民族共生象徴空間についてでございますが、ウポポイ民族共生象徴空間の施設は、もともとこの地にあった町立のアイヌ民族資料館を国立アイヌ民族博物館に建て替えたものであり、アイヌ文化の復興と発展のための拠点として、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として整備されたものです。

施設は、博物館エリアを中心に、西エリアと東エリアの大きく3つのエリアからなり、見学・体験交流・体験学習などができるようになっております。コロナ禍ではありましたが、多くの修学旅行生や一般の観光客が訪れていました。

北海道の地名のほとんど、山や川などの多くがアイヌ語であり、置戸町の町名もオケトウンナイ（鹿の皮を干す所）からきています。また、置戸町の住人第1号も平松エレコーク氏であり本町の礎でもあります。

所見として、今後とも置戸町の郷土資料館を中心とした整備や学習を行い、町の歴史を大切に、将来へ繋げることの必要性を感じたところです。

ウポポイは、オープンして3年、個人としての見学は数人おりましたが、議会としては初めての訪問見学であり、大変意義のある見学となりました。

次に、(3) 八雲町、株式会社青年舎「大関牧場」についてですが、八雲町は、平成17年10月1日、旧八雲町と旧熊石町が合併し、新八雲町が誕生。「二海郡」という新しい郡名が付けられ、日本で唯一、太平洋と日本海を持つ町となりました。面積は956平方キロメートルで渡島総合振興局管内最大の面積を誇り、人口は令和4年8月末で15,123人、世帯数は8,034戸となっています。八雲町の酪農戸数は197戸（専業142戸）、耕地面積6,670ヘクタール、生産額89億円のうち、畜産で約78億円（牛乳生産51億円、14,000頭）であり、農業生産額の88%を占める酪農地帯であります。

八雲町は、平成28年頃、酪農懇談会のなかで、集落の高齢化や後継者問題等多くの課題を聞き取り、法人化による担い手対策を検討し、新規就農希望者の研修機能と生乳生産量の拡大、また、地域振興や農業振興を目指すことを目的に研修牧場を整備することとなりました。平成29年4月、研修牧場の整備にあたり、道農政部より職員派遣を受け、平成31年4月には、町役場農林課内に研修牧場係を新設しました。

牧場の候補地として「上八雲地区」が選定され、研修牧場の設計を開始、令和元年6月、事業母体となる「株式会社青年舎」を設立。牧場規模は参加酪農家の草地約300ヘクタールを基盤に総飼養

頭数1,300頭のうち、590頭の経産牛を最新のロボット8台とパラレルパーラーで搾乳、年間6,500トンの出荷を目標とし、令和3年4月に生乳生産をスタートさせています。また、敷地内にはバイオプラントを建設中で、令和4年末に完成予定、令和6年には、売電により約7,300万円の収入を見込んでいます。

総事業費約39億円のうち、町補助金約20億5,000万円ですが、過疎債やふるさと納税の活用により、町の負担は実質約5億円になっており、さらに施設建設の大半が八雲町内のJV企業によることから、地域振興にも寄与されております。

所見として、急激に進む過疎化、離農者の増加に伴う地域の限界集落化に対し、国の有利な財源を活用したメガファームの設立により、雇用の創出と新規就農を目指す酪農家の担い手育成、農業振興にも研修牧場は大いに期待できるものであります。

次に、(4)東川町、町立「東川日本語学校」についてですが、東川町は、北海道のほぼ中央に位置し、人口約8,400人、大雪山系の最高峰旭岳山麓の豊富な森林資源と優れた自然景観が観光資源として高く評価されています。また、全国的に珍しい北海道でも唯一の簡易水道のない町であり、さらには、「写真の町」を軸としてまちづくりを進めています。「君の椅子プロジェクト」等は、まさに先駆的な取り組みであり、置戸町の「ファーストブックプレゼント」「すくすくギフト」事業等で参考にした事例の多い町でもあります。

今回の視察研修の目的である日本語学校は、平成21年に東川町短期日本語・日本文化研修事業を開始。平成26年までの5年間事業を実施、約1,000名の学生を受け入れ、日本語教育を通して世界各国と交流することで、多文化共生社会実現の推進として、全国初となる公立の日本語学校です。平成26年8月26日に、正式に日本語教育機関として認可され、平成27年10月1日に東川町立東川日本語学校として開校いたしました。

学校の設立目的として、①日本語、日本文化を世界に広め、日本語教育を通して国際貢献を行う。②東川町を世界に向けてPRし、世界に開かれたまちづくりを推進する。③交流人口を増やし、地域及び地域経済の活性化を図る。

学校概要として、設置コースは1年で募集定員100名。学費は、1年コースで86万円（奨学金制度あり）となっています。

海外交流では、多様な国際交流事業として、写真を通じた交流・日本語教育事業・JETプログラム活用・姉妹都市交流・外国人介護人材育成事業などを実施し、外国人青年招致事業（JETプログラムの活用）で東川町の職員として現在16か国から19名が働いており、また、4つの国際的な姉妹都市連携をしております。

各国からの入学実績では、韓国・台湾・中国・タイ・ベトナム・インドネシアなど、開校時の6か月コースでは、現在まで計217名。1年コースでは、計270名と大勢の卒業生を輩出し、それぞれの国々に戻り活躍したり、また、日本で就職し、地域のために大きく貢献されています。

所見として、現在、置戸町の地域おこし協力隊のなかで、この学校の卒業生が3名活躍しています。3名とも大変優秀であり、日本語はもとより、多くの言語、そして知識を持ち合わせた優れた人材であります。いわゆる「外国人の技能実習生」とは一線を画しています。

我が町も、人手不足の解消と定住対策としてだけでなく、優秀な人材確保という意味合いで、東

川町の外国人日本語学校との関わりを今後もさらに持っていくべきと考えます。就職先として本町へ迎え入れ、置戸高校福祉科との連携はもちろんですが、今後のグローバルな国際社会を視野に入れたまちづくりが必須であると考えます。

東川日本語学校との連携を密にすること、まずは、「外国人介護福祉人材育成支援協議会」の加入を置戸町も本格的に検討し、新しいまちづくりの一つとして早急に取り進めていくべきと思われます。

以上、総務常任委員会道内所管事務調査の報告といたします。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日はこれで散会します。

散会 13時49分

令和4年第8回置戸町議会定例会（第2号）

令和4年12月15日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第10 議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 意見書案第9号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

する条例

- 日程第10 議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
日程第11 議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第13 意見書案第9号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書

○出席議員（8名）

1番	石井伸二	議員	2番	小林満	議員
3番	阿部光久	議員	4番	佐藤勇治	議員
5番	澁谷恒壹	議員	6番	高谷勲	議員
7番	嘉藤均	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	岡部信一	企画財政課長	坂森誠二
総務課参与	石井信義	町民生活課長	渡邊登美子
産業振興課長	五十嵐勝昭	地域福祉センター所長	石森実
企画財政課財政課長補佐	菅原嘉仁	総務課総務係長	鈴木良知
施設整備課長補佐	塚田良		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 田中耕太

〈選挙管理委員会部局〉

書記 鈴木良知（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 阿部光久議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された議件は、次のとおりです。

・意見書案第9号。

本日の説明員は、お手元に配付の名簿のとおりですが、鈴木総務課長及び名和施設整備課長は、都合により欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤勇治議員〔一般質問席〕 それでは町長に2つの項目について質問をいたします。

まず第1点は物価高騰を踏まえた冬季生活支援について伺います。新型コロナの世界的な感染、ロシアのウクライナ侵攻、異常気象による世界各地の災害など、世界情勢のさまざまな要因により石油や電力などエネルギーあるいは食料など、生活に直結する物資がこの春から冬にかけて価格の急上昇が続いております。これらに起因し、我々の日常生活は大きな負担と先行きの見えない生活不安が取り巻いております。

本町におきましても2020年度以降、国の給付金事業や交付金事業など、所得の低い世帯を最優先に、町民を対象としたさまざまな支援事業を展開してまいりました。しかし、いまだに新型コロナの感染の収束やウクライナ情勢など、先行きが見えない日々が続いております。北海道はこれから厳しい冬の生活を迎えるとしております。政府は物価対策として第2次補正予算を組み、12月2日に国会で議決しました。今後国の支援措置が具体的に明らかにされると思われませんが、それらを踏まえて町独自に迅速に町民全体が支援を受けられる施策を一刻も早く実施すべきであると考えます。

特に灯油の高騰は冬の生活を直撃し、防衛策として一般家庭の多くは温度を絞って日々暮らしているのが実態ではないかと思えます。従来の住民税非課税世帯のみならず、広く一般町民にも冬季生活支援の輪を広げ、より施策を拡大し、実施すべきであると思えますが、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま佐藤議員の方から物価高騰を踏まえた冬季生活支援についてのご質問をいただきました。現在日本経済を取り巻く環境は先ほど議員ご指摘のとおり厳しさを増し、ロシアによるウクライナ侵攻などを背景とした国際的な原料価格の上昇や、さらに円安の影響などで日常生活に密着するエネルギーや食料品等の価格上昇が続いております。

10月の政府速報値では、前年比国内では3.6%の上昇と40年ぶりの大幅な物価上昇となっております。政府は先の臨時国会で第2次補正予算28兆9,000億円の総合経済対策を可決し、国民生活に大きな影響を及ぼしているエネルギー対策として、従来の原油高騰対策の石油価格への補填延長や来年1月からの電気料金の軽減対策など6兆円が盛り込まれております。また、いまだ本町への配分額は示されておりませんが、地方創生臨時交付金4,500億円が新たに地方分と計上されており、一方で先日普通交付税、本町には3,520万円ほどの追加交付がなされ、物価上昇にかかる経費や経済対策の対応に活用が可能となっております。

さて、本年度国の対応といたしまして、すでにコロナ禍における原油価格、物価高騰総合緊急対策で、現在まで低所得者の子育て世帯に対し1人5万円を給付する生活支援特別給付金事業、65歳以上の高齢世帯に対し、1世帯あたり1万2,000円を給付する生活支援事業を実施してきました。また、11月の本町臨時議会で可決いただきました電力、ガス、食料品等、価格高騰緊急支援給付金事業として住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する事業と併せ、町といたしましては昨年度も実施しました冬季生活支援事業、いわゆる福祉灯油事業を今年度は高齢者や障害のある方に限らず、住民税非課税世帯全世帯に拡大し、灯油などを含めた生活支援として臨時創生交付金を活用し、冬季生活緊急支援金を1世帯あたり1万8,000円支給することとして、すでに各対象者にプッシュ式で先週の7日に給付申請案内を発送し、早期申請者は年末年始に間に合うよう年内支給を計画しているところであります。

しかしながら、議員からもお話がありましたが、この世界情勢やコロナウイルスの感染状況を考えますと、これからも物価上昇、インフレ傾向は続くことが予想され、私も低所得者に限らずすべての町民の方が節約を強いられ、あるいは我慢をしながら生活してるんだと認識しております。

議員ご発言のとおり、冬季生活支援事業の対象者を拡大してはとのご提案ですが、本事業は本年度第1次補正予算、国のですね、第1次補正予算の地方創生臨時交付金の重点交付金を財源として組み立てた事業であり、制限を設けず現金給付することは交付金の性質上不適切となっていたことから、11月補正予算段階では経済弱者を優先対策として予算計上し、12月に先の臨時国会で可決いただきましたが、第2次補正予算での臨時交付金の新たな配分が来ることが想定されておりましたのでそれを活用し、そしてさらにコロナ感染流行状況を見極めながら、町民全体に対する対策や商工業者の経営対策、それぞれ加味しまして、過去3回実施してまいりました商品券による経済対策のコロナに負けるな応援事業などを再度組み立ててまいりたいと考えておりました。地方創生臨時交付金の追加配分がこれからはなされると思えますが、それが決定次第、またその時期、使途含めて通知があれば、先

ほど申しあげました普通交付税の追加交付分の3, 500万円と合わせて幅広く経済対策、物価高騰対策を検討し、速やかに実施してまいりたいと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、町長からですね、かなり踏み込んだ、しかも前進的など言いますか、幅広く今後は検討したいというお話がありました。ぜひその施策に対してですね、期待をしたいと思っております。

それで、まああの再質問って言いますか、今回あのこの質問に至った経緯について若干私の考えを申し述べたいと思います。それに対するまた町長の考えがありましたらお答え願いたいと思うんですが、まああのこの今回の質問に至った経緯としては、住民税非課税と住民税均等割との課税者との線引きに私は多少こう疑義を感じたということでもあります。果たしてですね、生活困窮者の支援に本当にこの線引きでですね、寄与されてるのか、公平感に非常に私は疑問を感じているところでもあります。つまり非課税者と均等割課税者の所得の差がわずか1万円、2万円、数万円ですね、この支援が受けられる人と、あるいは受けられない人に、こう線引きされると、そしてこれによって、まあ生活支援策が享受できるかできないか、そのところがですね、この制度のですね、違和感を感じる所々あります。

今年のやった施策についてはすべて国からの指示って言いますか、国の一つの方針に基づいて町がやったということですが、今後ですね、まあ先ほども町長は、今後は全町的にと考えてるということであったんですが、まあ現在本町ですね、まあ高齢化率が44%を超えているということですが、これらの多くの世帯はですね、年金で生活を支えているというのが実態ではないかと思えます。なかにはですね、まあアルバイト収入やパート収入で収入を補っている年金受給者の方ですね、まあ多少はいると思えますが、しかしですね、年金にはですね、期末手当もインフレ手当もありません。ましてや燃料、寒冷地手当もございません。今後の生活支援としてですね、早急でですね、この住民税非課税世帯の所得制限を撤廃し、まああの町長からもお話がありましたけど、全町民を対象とした生活支援をですね、一刻も早く考えて実施していただきたいと、かように思います。もちろんその財源対策が一番要になるわけではありますが、まああの令和3年度のですね、繰越金おおよそ1億円は基金に積み増したんで、残ってる3, 500万円程度の繰越金の充当、あるいは先ほど町長からお話がありましたけど、今年度の普通交付税の再算定の追加分がおおよそ3, 500万円ほどあるということがまあ報道でも出ておりました。これらのですね、財源を視野に入れましてですね、ぜひですね、実施していただきたいと思えます。

またですね、後段ありましたけど、町内の経済対策としてこの支援策がです、町内でお金が回る支援措置を考えていただきたいと思えます。過去にもありました、まあ商品券を配布した事業であります、これらはですね、商品が町内で回ると、町内で循環できるという、そういう仕組みでありました。このことについてはですね、ぜひですね、今後ですね、過去の例を参考にしてですね、実施していただきたいと思えます。

それからあの、先ほどあの現金給付の話がありましたけど、私は現金給付についてはですね、あの使い勝手が非常に良いんですけど、これはですね、やっぱり懐に入るとですね、あのまあちょっとお金に余裕がある方はですね、銀行に積んでたり、その商品に回らない部分が多少あります。そして過

去にあの2020年にですね、政府が1人当たり10万円の給付をいたしました。その結果として、まああのいわゆる所得の高い方については、それが政府がもくろんだ消費対策にはなっていなかったと、ずっと銀行に山積みされて経済の循環に寄与しなかったという、そういう反省点があったようであります。ぜひですね、まあ町長先ほども申されましたけども、まああの町内でお金が回るといった循環型ですね、支援策をぜひともですね、構築して、早い段階で実施していただきたいと、そのように存じます。これらについてですね、まあ重なる点はあるかもしれませんが、まあ町長の考えを再度伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議員の方からもお話がありましたとおり、私も今年いろんなところで言われました。先ほど政府の対策として弱者優先というのは、これ間違いないことで選考して、きっと年金受給者の方でちょっと高齢の方だったんですけども、市町村民税が課税されてるんだけど、そんな裕福じゃないのに、なぜ私には当たらずで、もらう人はいつも非課税者なんだと。私だって一生懸命働いたから厚生年金を今あたってから課税になっている。まあ金額のことはあんまり深くは聞かなかったんですけども、そういうお話を2人からされました。まあそれはあのふるさと応援券で商品券をお配りした後、ありがたいけどもそういうのにちょっと不満を感じますというお話をいただいて、なるほどなど。皆さん先ほど私の答弁でもありましたが、この物価高のおり、我慢をしたり節約をしたりしてるのは皆同じだと思います。そういう気持ちも分かります。まあ公平化の考え方からいけば、やはり皆にあの給付するのの一つ手ではないかということもありますが、後段議員もおっしゃられたとおり、現金給付で以前2年前ですね、10万円、置戸町には2,700人いますから、2億7,000万円のお金が給付されてます。このお金が日本国全体では貯蓄に終わったんじゃないかということで、経済対策、緊急対策として政府が交付したにも関わらず、その用途に使われてないんじゃないかっていう実態もあって、やはりこの対策の相手は絞り込まなければ駄目だということで、政府のなかでも一定の流れが出てきて、俗に言うばらまきは駄目ですよというような、あの地方に対する指導も入ってきております。私もそう思って今回先ほど申し上げましたとおり、次は地域経済を回すということでコロナに負けるな応援券の交付を検討していきたいということで、地域の方で循環することによって商店街やそして商工会の皆さんにまあお金が少しずつ回るんじゃないかと。そして過去3回のこの事業につきましては即効性がある、換金率も95%を超えるような状況だったので、これは効果的だったというふうに私も評価しておりますので、そのような方向で考えたいと思っておりますが、一方で2020年以降コロナ流行から3年になろうとしておりますが、この間その対応に地方に配分された地方創生臨時交付金は先の臨時国会合わせますと17兆円となっております。この金額が各地方に交付されております。そしてその多くの財源が国債発行によるものであり、国はもとより地方財政の将来の運営も懸念されているのも現実です。

本町におきましても3年間5億3,000万円がこの臨時交付金として交付され活用してまいりました。この交付金以外でも先ほどおっしゃられました1人10万円、それから先ほども答弁でもありましたが、各種福祉関係の給付金、それ以外にワクチンの接種費用、起債活用による整備など、本町ではこの3年間で10億円を超える支出がなされました。予算も大幅に増額され執行され、もちろん将来に向けた投資にも配分をし整備してまいりましたが、これらのことが無限に続かないことも明々

白々の事実だと私は思っております。ある意味ではアフターコロナを見据えた投資から、各種支援対策で経済が回ってきた後のアフターコロナを想定したまちづくりを考えて頭を回していかなければならないと考えております。

現在新年度予算編成中ではありますが、新たな財源確保の方策や、歳出においては投資と節約の両立を図りながら効果的な執行、持続的なまちづくりに心掛けてまいりたいと思います。

お話のとおり、私もこのような、ある意味交付金がたくさん来る、そして今まで懸案だった事業も推進できたということは長く続かないと思ってます。この町が生きてくためには、どうやって考えて、そしてコンパクトにしながら経費をかけずに運営をしていくかということも念頭に置きながら、このコロナ交付金を含めた対策を一步引きながら考えていかなければならないというふうに思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ、あのだいたい方向性って言いますか、現状ある程度ですね、あの流して、経済を回していかなくちゃいけないという町長の方針も伺いました。いずれにしろアフターコロナ、両論でコロナの対策と、それから経済の対策と、まあ両論でいくという、そういう方向性だということでありました。

であの、ちょっとあの私の方もですね、令和2年から、まあ2020年からコロナが始まったんですけど、どういったことでその主に臨時交付金っていうか、まあいわゆる生活支援の対策がどうなっているのかちょっと調べてみました。令和2年度には第1次コロナに負けるな生活応援事業、これはまあ5,000円の商品券で、うち1,500円分は飲食分、3,500円分はまあ自由に町内で使えるそういうやつですね。それから今度第2次のコロナに負けるな生活応援事業、これも令和2年度で実施して、これも5,000円分の商品券で、これも飲食分は1,500円分ということでありました。合わせますと、まあおおよそ3,000万円ちょっと超えた予算額でありました。その他に、まあさっき言っていました国の事業として給付金事業で、まあ1人当たり10万円の給付っていう大きな事業が令和2年度にはありました。それから3年度に入りまして、これも生活応援商品券事業ということで町民1人当たり5,000円分の商品券、これはうち3,000円分が飲食分ということでありました。これの予算額がおおよそ1,500万円ということで、3年度はこれ一本だったかなと思っております。4年度に入りまして、今年度に入りまして、まあ8月の臨時会でコロナに負けるな生活応援事業、町民1人当たり1万円の商品券を配布、これについてはですね、飲食分の区分けはありませんでした。で、我々も1人1万円ということで、まあ家族3人いれば3万円分の商品券をいただいて町内で消費をしたところですよ。これは予算額が2,860万円ということで、3,000万円をちょっと切った額でした。これがですね、有効期限がまだですね、あのあるんですね、来年の1月31日までということなんで、まあ事業は継続されている、そういう押さえだと思います。ただ執行率がどうなってるのか、本当にまだ執行してないのかどうなのか、まあタンスの隅にですね、商品券が眠ってるんじゃないかって。眠ってる人もいるのかもしれませんが、その辺がどのくらいの執行率になっているのか、ちょっとわかりませんが、これがまあ令和4年度の8月の臨時議会で決定した事業です。その後ですね、先ほども町長からありましたけど、高齢者世帯生活支援事業ということで、これは9月の12・13日の定例会で65歳以上、いわゆる住民税非課税世帯の65歳以上、

または身体精神療育手帳が交付されてる世帯に対して、これは1万2,000円ですね、1世帯当たり1万2,000円のまあ500世帯を支援しました。これはですね、まあ、あくまでも住民税の非課税の方の65歳以上ということで、まあ低所得者と年齢に制限を行った事業でした。そしてその後11月28日の臨時会では生活緊急支援事業、これはあくまでも住民税非課税世帯のいわゆる低所得者に対する支援ということで、1世帯当たり1万8,000円、それからこれはあと国の方から来た補助事業であろうかと思いますが、国費事業だと思うんですが、電気、ガス、食料品、価格高騰緊急支援対策交付金事業、これがまあ同じ11月28日の臨時会で、これも住民税非課税世帯もしくは1月から12月までの家計が急変した非課税世帯ってということで、これは5万円の給付、1世帯5万円の給付という、まあ国庫補助金で事業をやったやつです。

問題はですね、今もう12月中になってきて、もう先ほども町長申したとおり、来年度の予算のもういわゆる査定のとおりに入ってきてるんですが、ただ、今ですね、正月を迎えて、あるいは新しい年を迎えるにあたってですね、来年度に向かっていろいろ来年の施策もあるんですけど、ぜひですね、年明け後ですね、まあ1月になるのか2月になるのか、時期をですね、見据えてですね、あの早くですね、先ほど言われたその臨時交付金の配分いくらになるのかわかんないということで、まだ国から示されてないということなんですが、これはですね、早くやっぱりあの示された段階でですね、議会を開いて、そしてまあおそらくですね、年度またがるんでないかと思うんですね、もう何か月もないわけだから、準備してまあ3月からまあ実施ということになるかもしれませんし、そういうことを考えるとですね、これはもうやむを得ないと思うんですね、繰り越しになっても。そういうことを含めてですね、とにかくその対応を早くしてですね、まああの一般町民のですね、生活支援にですね、早く対応していただきたい、そんな思いであります。

で、まあ再々質問になるかもしれませんが、実施時期をですね、どのようにしてるか、3月の議会というのはもう間に合いませんので、1月ないしはですね、2月の早い段階でですね、臨時議会を開いてですね、早くこの、どんな事業になるのかわかりませんが、生活支援事業、しかも町長は全町民が享受できる支援事業をしたいと、そして町内でお金が回る、循環する、そういう経済対策も併せてやりたいということですので、この時期についてですね、町長どのようにお考えか伺いたしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど言及されました昨年あの応援1万円をお配りした商品券の部分の今回収率が81%で、1月末までの終期となっておりますので、今お店の方に溜まってる部分もあるかもしれませんが、いいところ執行してきていると思います。

あの、昨日商工会長ともお話をさせていただいて皆様ご承知のとおり、ちょっとあの町内でもコロナの感染が増えていると、まああの正式に町の方に情報は無いんですけども、そういう話があの界限で広がっておりまして、やはりこの時期の忘年会、それから新年会が各町内会で議論され始めたんですけども、中止かなあとか、まあ去年に続いて商品券をお配りしようかなとか、そんな話が聞こえてまいりました。また、商工会長の方からも、飲食店ちょっと厳しいという話も聞いてますので、あの交付金の交付配分が決まりましたらですね、被さってでもですね、できるところから始めたいと思いますが、あの議員も先ほど今の政府の補正予算だから1年前、年度繰り越しもあるんじゃないかとい

うこともあります。それも見定めながら、私はできる限り早急に町内にお金を回していく方が大事だろうなと思っておりますので、できる限り早く臨時町議会を招集する場合がありますし、そのときはご協力をお願いいたします。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ、早急に取り組みの方よろしく願います。それでは次の質問に移りたいと思います。

2つ目の項目としてですね、林業の担い手確保対策について町長に伺いたいと思います。本年10月4日、議会の総務常任委員会の道内所管事務調査で道立北の森づくり専門学院を視察し、詳しく学院の概要や教育の内容などについて調査をしてみました。

この学院は令和2年4月20日、100年先の森をつくろうをキャッチフレーズに旭川市に開校し、今年度で3年目を迎えました。教育の基本方針は林業、木材産業の即戦力となり得る人材の養成、また将来的に地域の中核を担う人材の育成を最大の目的として、就業期間は2年間。1学年の定員は40名で、2年間に行う事業の3分の2が現場での実習とし、実践力を養成の柱としております。

本町は町有林が約1,900ヘクタール、これらを含め一般民有林と言われる面積は8,000ヘクタールを有しております。脱炭素社会を見据え、森林の公益的な機能を注視した今日、これらの林業、林産業の持続的な発展を図るためには人材の確保は何よりも重要であると認識します。

この学院の山のスペシャリストの人材養成に着眼し、行政のみならず木材関係者と情報を共有し、早急に本町の人材の確保に努めることが急務であると思っておりますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 次は林業担い手の確保対策についてのご質問ですが、はじめに本町民有林の現状ですが、本町の国有林を除く民有林面積は1万3,194ヘクタール、そのうち道有林が5,155ヘクタールを除く一般民有林は8,079ヘクタールとなっております。そのうちカラマツ、トドマツを主体とした人工林面積は3,988、約4,000ヘクタール、一般民有林面積の49.3%、約半数となっております。そのうち、主伐期を迎えた7齢級以上のカラマツ人工林が1,733ヘクタール、このカラマツ人工林はこれから皆伐が進んでいくことが予想されます。またトドマツにつきましても主伐期を迎える9齢級以上の面積が860ヘクタールとなって、合わせますと2,500ヘクタール、一般民有林面積の3割がこれから主伐、まあ伐採をする時期を迎えているという現状であります。この傾向は置戸町に限らず全国・全道でも同じで、今後も大量の主伐材が生産される反面、林業関係事業体等ではその作業従事者の高齢化や離職、山で働くことを希望する若者が少ないなど、現場作業の知識、技術を有する人材や現場管理、指導ができる人材の育成が大きな課題となっております。

先日、議会総務常任委員会の道内所管事務調査報告にもありましたが、これら問題解決に向け、北海道では森林を守り育て、未来の世代に引き継いでいく。先ほど議員もおっしゃられました100年先を見据えた森づくりを推進するという理念のもと、幅広い知識と豊かな技術を身につけ、林業林産業の即戦力となり、将来の企業などの中核を担う人材を育成することを目途とし、令和2年4月に先ほどの北海道立北の森専門学院が開校されております。学院では本年3月に初めて開校以来卒業生を送り出しましたが、卒業生32名のうち全員が進路を決定し、その卒業生に対する求人企業は道内9

4社。団体も含めて94団体、求人倍率はなんと5.4倍と引く手あまたの状況で、本町の企業も求人をしておりましたが獲得できませんでした。また、来年春の卒業予定者は現時点で37名、そのうち就職希望者は34名、すでにもう29名が内定をしているそうでございます。またこれにつきましても本町の企業への就職は叶っていないということをお聞きしております。

さて、議員から林業林産業の持続的発展を図るためには人材の確保は何より重要だとお話がありました。私も全く同じ考えであります。もちろん町有林もしかりであります。民有林も森林組合、そして各事業体と合わせて置戸の財産を守っていかねばならないし、これを活用していかねばならないと考えております。

素材生産部門では機械化が進んだことにより、一定程度は人材の確保ができて一方、造林、下刈りなどの育林部門では機械化が進まず、労働環境が厳しいため、人材の確保に苦慮している現状です。このため林業事業者、技術者の養成を含めた担い手の育成確保に早急に取り組んでいく必要があると考えております。

林業関係業界への対応といたしまして、森林経営管理委員会構成員の皆様のお知恵を借りながら、置戸町林業担い手確保通年雇用支援事業に取り組んで引き続きいくほか、森林環境譲与税を活用した担い手確保対策、そして事業体の近代化を併せて進めてまいりたいと思います。各団体の皆様と日常的に情報交換をさせていただき、新たな対策を模索検討してまいりたいと思います。

昨日の常任委員会報告でもありましたが、北の森学院での就職先の進路決定にはインターンシップが大きな役割を果たしているという内容の報告がありました。これらも含めて先ほど本町への就職がまだないということもありますので、経営委員会でも検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、道立北の森づくり専門学院はじめ関係団体と情報共有をしながら人材確保に努めてまいりたいと思っておりますのでどうぞご理解賜りたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から縷々置戸の民有林の実態、特にですね、道有林を除いた民有林の実態、その話をさせていただきました。樹種のこととかいろいろ専門的な数値も出たんですが、特にですね、まあ今後もですね、この山づくり、置戸の山づくりは何としてもですね、人材の活用が大事だということと、今後ともですね、あの各団体とも、木材関係の団体とですね、情報を共有して人材を確保したいという、そういうまあ答弁だったと思います。

基本的にはそのことについてですね、ぜひですね、あの進めていただきたいと思うんですが、一方でですね、ちょっとあの私どものまあ、役場ですね、町有林の管理について、管理と言いますか、そういったことについてですね、ちょっとあの、まあ足を踏み入れる必要があるんでないのかということと、それからですね、若干今あの重複するかもしれませんが、この北の森づくり専門学院についてですね、まあ若干紹介したいと思います。重なる部分もあるかもしれませんが、とりわけですね、まあ役場の林務担当の人材確保は喫緊の課題だと私は認識しております。これはここ1、2年に始まったものではありません。ここ数年来の課題だったと思います。これはですね、以前はあの管内ではですね、まあ美幌高校に林業学科があり、まあ民間事業所や役場などでも林業の専門職としてですね、人材の供給の役割を果たしてきたんだと思っております。しかし、今日ですね、北海道内ではですね、農業高校、私の聞くとところによるとですね、まああの旭川、帯広、岩見沢、この3つの農業高校にし

か林業学科がないということを聞いております。まあ間違ってるかもしれませんが、他にあるかもしれませんが、主にこの3つが主流だと。あとは昔林業学科があった農業高校がどんどん募集停止をしているという実態だそうであります。

この学院についてちょっと触れたいと思いますが、2年間の就学期間の中で最大14の資格を取得可能で、ユニークな資格取得として狩猟免許も可能であると、そういったことが学んできました。また、林業先進地のフィンランド製シミュレーターなど11台が導入され、高性能林業機械の操作に活用されてるということであります。町長も先にも触れましたけど、令和3年度の就職状況は94の企業から162名の求人に対し、32名が道内の木材、林業関係の企業や団体、役場等に就職しているということであります。この就職の全体の内訳としては3分の1が森林組合、3分の1が林業関係の企業など、そして残り3分の1がその他役場等となっているようであります。授業料は2年間で概ね112万円程度ということであります。今後ですね、これからのこととしてですね、置戸町内の子弟がですね、この学院で学び、将来的に置戸に帰ってきて就職したいという希望の子弟がいましたらですね、ぜひですね、未来への森づくり基金、この基金を活用してですね、人材活用ですね、ぜひですね、活用してはどうかと思います。この就学の支援もですね、検討の余地があるのではないかと、そのように考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 あ、先ほど言ったように、町内でのまだ採用が北の森学院からの採用が叶っていないということと、林業団体の方からも先ほど町有林の管理の部分でも、やはり2,000町歩を超える山を持つてらるんだから、今の現有体制で十分なのかというお話と、増員そして専門者を招聘するようなことも要望がありました。あ、以前からも確保に努力していきますということで回答したこともあります。今現在も林業に熱意を持った方、去年は地域協力隊でもということで発議をして募集もしたんですけども、応募いただいた方もおられましたが、やはり面接の段階に及ぶ前に書類選考でこの熱意がちょっと足りないかなと、それと経験がないかなということで、まあ断念した方もおられますし、それから一部置戸町の考え方を伺いたいということで、北の森学院在校生も一度お見えになられたこともあります。しかしながら、やはり縁がなかったと申しますか、まあ採用には至りませんでした。

基本的にはですね、この北の森づくり専門学院につきましては公共団体の職員を養成するところではなく、民間企業の窮状を何とか改善したいということで、民間企業を優先もしくは林業団体優先というところで発足しておりますので、先ほど議員のなかで実績には自治体もあつたかなというようなお話もありましたが、まああの基本ラインではそのようになっておりますので、なかなか本町に直接引っ張ってくるっていうことは難しいかなと思いますが、本町の出身の人を北の森学院に行くように、行きやすいような条件を整えて、そしてあのUターンしてもらったらどうだっていう案は一つそうだろうなと思います。ただし、この後質問予定されてます奨学金のこともありますので、総合的に考えて林業だけそうやるのではなくて、いろいろな今の各産業で人手不足が言われて、本町のなかではあります。それと合わせた総合的な観点で検討してまいりたいと思いますので、今ここでそれに向けて基金を活用して行うということについては言及を避けたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 ちょっとあの自治体の就職っていうことに、ちょっと私もあの踏み込んだんですが、まあ原則的にはそれは認められないっていうか、そういうこの学園の設立の趣旨だということがわかりました。ただですね、まあ一定程度ですね、まあ人のやりくりっていうのはやり方であると思うんですね。で、ある程度その、この学院を卒業して、そして一定程度のその森林に対する知識を有した町内の方、まあ町外でもいいと思うんですが、どちらかに就職して民間というか、まあ団体でも結構なんですけど就職して、そのなかからまたですね、あの中途採用でもいいし社会人枠でもいいし、何らかの形でですね、やっぱり我が町のもので、まあ山を守るという立場でですね、やっぱりその人材をですね、なんとか確保せんきゃなんないと思うんですね。で、非常に苦労されてると思うんですよ、あの町長の方もですね。ですが、いつまでもですね、今のままではですね、なかなかですね、1,900町歩ですか、約2,000町歩のわが町の町有林を経営していくにしてもですね、やっぱりそれなりですね、知識を有する、または技能を有するそうした人材ですね、確保しないとですね、ゆくゆくやっぱり置戸のまあ町有林、宝の山がですね、いつの間にかその宝が持ち腐れにならないようにですね、なんとか人材を確保してですね、うまくその経営して、ひいてはですね、そこからやっぱり収入を得て、まあ一般会計にでも繰り入れできるような、それぐらいのですね、山づくりをやっていたらですね、やっぱり宝の山にしていってほしいと思いますね。

ということはやっぱり人だと思うんですね。で、あの一般職の方は一生懸命苦労してやられてると思うんですけど、やっぱり基本的なその森林だとか山だとか、そういったものの基本的なやっぱり基礎的なですね、知識とかそういったものがなければなかなかですね、この山づくりに取り組んでいくのは難しい、至難のことだと思うんですね。そして一般的にまあ人事で3年か4年で回っていくと、最終的にやっぱりそこに根ざした置戸の町有林の山づくりがですね、どこかこうなんて言うのかな、方針がですね、崩れていくようなそんな気もするんですね。で、さっき触れましたけど、昔はですね、まあ管内の農業高校にも林業学科があって、そこからですね、まあ私どもの先輩方も就職しましたし、あるいは町内ですね、団体あるいはその企業にもその高校から卒業していったんですけど、人材のまあ、養成のまあ一つの供給の役割を果たしていったんですけど、今の状況ではなかなかそれが難しいと。道内には3つしかない林業学科ね、そこからまたその人をですね、選り分けて採用をしていくのはなかなか至難の技かもしれんけど、とにかくいろんな方策を講じてですね、まあまずはあの私が言いたいのは、置戸の役場にですね、林業の担い手、林業の担当者としてぜひ専門職をですね、何らかの形でですね、まああの今後ですね、まあ採用に努めていただきたい、そのような考えをしますんで、今後その採用についてです、去年はその地域おこし協力隊にそういう方がおられたということなんですけど、まあそれにめげずですね、なんとかですね、専門的な知識のある人材をですね、確保に向けて努力していただきたいと、それについてまあ町長の考えがありましたらお願いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど地域協力隊の活用方法も一例でありまして、あの町のホームページでも林業経験者の職員募集っていうこともやってまして、まああの今ですね、あのそういうお話を聞いたっていう人は何人か今までもあります。で、担当課の方でも役場の林務の仕事っていうことを説明したり、応募を叶うかどうか含めてですね、接触してる方もおられますので、あの1人1人丁寧に

面接をしながら、本当にあの役場のと言いますか、町民の財産を守る担当部署でもありますし、置戸町の基幹産業を進めていく専門的な職員となることですので、やはり人選も含めて誰でもいいというわけにはいかないと思っておりますので、あの積極的と言いながらも、ちゃんとした目で面接をして、そして、あの採用を図ってまいりたいと思いますし、その後も役場だけではなかなかこの山づくりというのは学びきれないこともありますし、現場のことわからないこともありますので、各事業体や森林組合での実習なども含めて、先ほど経営委員会の方で連携しながら、もしも採用の暁には職員の育成に努めてまいりたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 質問は終わりますけど、まあ今言われたようにですね、誰でもいいということにはならないと思うし、であの選考する方もですね、しっかりとその辺を読み取ってですね、やっぱり将来的にその置戸の中核を担う、森林木材の中核を担う人材の確保ということですね、ぜひ努力していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○岩藤議長 次に3番阿部光久議員。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 通告にしたがって町長に質問いたしますが、今回の質問は過去に一度井上前町長に質問の経緯がございます。そのこともお含み置きをいただきたいな、このように思います。

ライフスタイルの変化によって大家族の中に生まれ育ち、生まれた地域で一生を終えるのが普通という形から、現在では稀有な形になってまいりました。

先祖代々の墓を守るのは、そこに住む者の使命でありましたが、昨今では少子化や核家族化により、お墓を継ぐ人がいない、残された親族に負担をかけたくない、親族が遠隔地に出てしまい供養が困難であることなどなど、そうした理由で墓じまいをする人が増えてきています。墓じまいとは墓をなくすことでありますが、その後の行き先が一番多いのが公営墓地への改葬合祀または菩提寺での永代供養で、半数以上の方が遺骨の移転先に永代供養を選んでいるようでございます。

生前の宗旨、宗教宗派を問わず、誰もが故郷を安住の地として眠ることのできる合同納骨堂あるいは合葬墓を設置の要望が多く聞かれるところでもあります。近隣市町でも増設新設が進められているようではありますが、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 合同納骨堂、合葬墓の建設についてのご質問ですが、議員からも前段お話がありました平成30年3月の議会で本件について質問があり、その後町長が交代して町の考え方が変わったのかということも加味しながらお答えしていただきたいということだったと思います。

まず、最初議員からもお話があったように、少子化や核家族に伴い、お墓の維持管理が大変であるなど、お墓を個々に管理することに不安を持たれてる方が増えてきていると思います。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、葬儀のあり方、自宅葬や身内のみで行われる家族葬が増えるなど、家族間の関係の変化や社会構造の変化が影響しており、埋葬や供養の在り方も変わってきているのは時代の趨勢であると思います。

また、本町においては、近年お亡くなりになられた方の半数、約半数が町外での葬儀、そして火葬

となってる例が、年が多くなってきております。本年8月、私は置戸墓地に外国人殉難者慰霊の際に伺った際、こういう光景を見ました。高齢のおばあちゃんが、お墓の墓地の上部の方にきつとお墓があるんだと思いますが、急勾配の階段を荷物を持ち、腰を曲げてゆっくりゆっくり歩いて行く姿を見て、大変だなあと思いました。そして近い将来、この方は墓参りできなくなるんだらうなということを感じて、そのときもどうしたもんかなというふうに思ったことを、この質問があったときに思い出しました。

さて、本町が管理する墓地は9か所あり、墓地の使用許可数は台帳上1,490、約1,500ありますが、このなかには返還の届出を行わず、墓地をすでに撤去されてる件数も含まれていることから、墓石数としてはこの数よりは少ないと思いますが、実態調査を近年行っておりませんので、まあ明確な数字は把握しておりません。

ここ数年新たな墓地の使用許可件数は減っております。本年及び去年は1件もありませんでした。また、ちゃんとした返還届を出された返還数ですが、令和元年度で18、令和2年13、令和3年12、今年においては今まで22件と大幅に増加傾向にあります。返還の主な理由といたしましては、ご家族や承継者の居住される市町村への墓地や合葬墓への改葬、または先ほど議員もおっしゃられました墓じまいに伴う納骨堂への改葬などが挙げられています。近親者が近くにおらず、またお墓を建立するにも現実的な難しさも伺え、以前のような弔い、そしてお参り、墓参ができない状況となっているのは間違いがないと考えています。

議員から質問がありました公共合葬墓の設置ですが、お墓の管理を子どもに迷惑をかけるわけにはいかない、身寄りがいない、お墓があっても後を見てくれる人がいないなど、いろいろな理由で寺社や市町村設置の合葬墓が増えてきているようです。8月の北海道新聞の紙面では十勝の各自治体の公共合葬墓の記事が掲載され、それを私も目にしております。整備が進む自治体、そして白紙に戻した自治体、寺社との関係性なども課題が取り上げられ、その時点では道内公共合葬墓設置自治体は50を超えているという報道でしたが、その後も設置は増えて、現在はもっとこの数字より増えていると思います。

しかし、オホーツク管内では平成25年頃から自治体でも設置が増え、今現在、管内では置戸町と滝上町以外16市町村ではこの公営合葬墓が整備されております。特に管内は整備率が高く、ある意味では先進地の管内であると思います。

本町担当窓口である町民生活課には先ほど墓じまい、墓の返還の際、近親者居所への改葬に対する問い合わせが多く見られ、町内での合葬墓についての問い合わせは少ないというふうに報告が上がっておりますが、私町長就任後、直接私のところに意見として整備の必要性をお伝えに来られた方も少なからずおります。それは管内の整備状況を耳にし、置戸町も整備をする時期ではないかというご意見や、潜在的に将来に不安を抱えている人も少なくないということがここから読み取れます。

先日、この案件について課長会議で各課長の意見を聞いてみました。職責を超えてそれぞれ自分自身の問題として考えた時どうでしょうかとお諮りしたところ、もう考えるべきだと切実に発言をする課長や、まだまだお墓のことは先のことで考えが及ばないという表情の職員もおりました。まあさまざまというところですが、管内の整備済の自治体と本町の状況が異なる点があると思います。本町ではすでに4つの寺社、お寺、それから神社含めてですね、そういう合葬墓がすでに整備

されております。こういう時代を見越して先行投資されたのだと思っております。また、近年ではお墓ではなく、先ほど議員もおっしゃられましたが、納骨堂へ納骨し供養する方というのも増えているというふうにお聞きしております。合葬墓は宗教などにこだわらず、1つのお墓に複数の方をお納めするお墓で、一度納骨すれば事情が変わっても返却することができないなど、デメリットもあります。そして今問題になっているのは、寺社との関係でいきますと、寺社のその合葬墓の、まあ私は正確には承知しておりませんが高額であると。それに比べ、公共の合葬墓は非常に安価であるということから、まあ先ほど言いました8月の新聞では、まあ営業妨害ではないかというような意見も十勝では上がっているというお話もあります。

また、私はあの各寺社、宗教団体とはお話しはしておりませんが、将来の遺骨の埋葬のあり方や公設合葬墓のあり方など、議会とも一緒にお知恵を借りながら、各寺社とも協議をしながら慎重に検討してまいりたいと思います。

それと毎年高額な修繕費を掛けて使用している火葬場の老朽化の問題もあります。これは中里墓地にあります。公共合葬墓の整備と併せて、これも検討していかなければなりません。先ほど申し上げましたとおり、火葬の数は年々減少傾向にあるのは事実であります。こんなことも含めてですね、宗教団体、法人の方々ともお話を進めながら、私はこの問題は避けて通れない課題だと認識しておりますので、あのいずれの段階かでお話につき次第、まあこの可否については表明をしていきたいと思っております。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 細くお答えをいただいたものというふうに思いますが、私も相談をいただいた方の大半がお墓を持たない人たちでありまして、今後起こるであろう近親者の死、または自身の死後の処し方についての悩み、あるいは心配ごとになっているんだろう、このように思っております。

日本国内の無宗教者は7,200万人、人口の63%が無宗教といわれるほどになってございます。当町にもどの宗教にも該当しない方々が一定数居住されている、このようになるというふうに思います。当然、先ほど話したような心配が出てくることになります。死者の供養は残された者で行うのは通例だと考えられていますが、さまざまな理由で個別にお墓を建てることのできない人が合葬墓の利用を希望されても、そうした施設がなければ想いは叶わないことになります。

以前の質問に、前町長は必ずしも町の財政を使って作らなくても、みんなで出し合って作ればよい。またはみんなで相談することがあってもよいのではないかと。まあこんな答えで質問を終えたわけですけれども、これはあの、寺院であれば檀家、神道であれば神道徒の、まあすでに組織化をされた宗教の一員でありますから、皆で話し合ったり、金を出し合ったりすることも可能だと、このように思うわけでありましてけれども、一町民であり一個人である、そうした力も組織力も持ち合わせていない人たちの願いでありますから、まあ訓子府、陸別、両隣町を含め、多くの自治体で合葬墓の建設活用がされています。だから置戸もという考えではありませんが、いずれ合葬墓を作られたそれぞれの町、そうしたニーズに応えた結果だと、このように思いますから、ぜひ先ほども申されたように前向きな判断をいただきますようお願いをしたいというふうに思います。

町長、あの何かお答えがあればお願いをしたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど営業妨害ってちょっとふさわしくない言葉で民業圧迫っていう、あの道新にはそういうふうに書いていました。その中身というのはちょっとご理解、ちょっとあの簡単ではなかった、私もちょっと読み違いましたんですが、実は今阿部議員もおっしゃられたとおり、無宗教の人が増えているという部分はこれは事実なんだと思います。しかしながら、この十勝の案件が出た新聞を読みますと、この合葬墓を境にですね、その今まで先祖がその宗教で門徒さんであったり、いろんなあのその宗教の檀家さんと言われる人たちが離れていく機会になるんだということが、まあ民業圧迫になるんだというお答えもありました。もちろん行政が宗教を推進してるわけではありませんが、寺社の言う、そのような内容も理解できないわけではありません。先ほども申し上げましたとおり、本町ではもうすでに4か所が合葬墓を整備しているということ。それは厳然たる事実でありますので、やはりそこの寺社とはお話をしていかなければ、またこう大きなトラブルになると思います。

あの前向きなご意見をということなんですけども、やはり議員とそんなに変わらないと思いますが、それだけ無宗教の人が行き場を失うんだよということを考えれば、やはり時代の趨勢で、この公共合葬墓、無宗教の公共合葬墓というのは、これから必要になる時代ではないかというふうには認識しておりますので、いずれにいたしましても協議を進めてまいりたいと思いますので、議会もいろんな所で情報を、各自治体の情報も得られていると思いますので、まあ協議を進めて、この合葬墓の問題は俎上に上げていきたいと思います。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 以上お答えをいただきまして私の質問を終わらせていただきます。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩	10時48分
再開	11時05分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして平野教育長に質問をいたします。国の文化審議会が国宝重文指定を答申についてということでお伺いをいたします。

国の文化審議会が今年11月18日に遠軽町白滝にある後期旧石器時代の遺跡群から出土した黒曜石などの石器類1,965点を国宝に指定、北見市常呂川河口遺跡出土品の土器類や黒曜石の矢じり、琥珀、ガラスの玉など1,805点を重要文化財に指定するよう文科省に答申したことのニュースが大きく取り上げられました。これまで携わってこられた多くの方々の努力に祝意を申し上げますとともに、今後の展開にも期待をしたいところであります。

さて、一方で同じ黒曜石の一大産地であり、日本の旧石器時代の遺跡発見、発掘の草分けである我が置戸町の現状を鑑みたときに、わが町としてもやるべきことがまだまだあったのではないかと残念に思えてなりません。そこで、この遠軽町白滝の石器群が国宝に、北見市常呂川河口遺跡の出土品が

重要文化財指定とのニュースを受けて、教育長は感じたこと、また我が町にも貴重な資料が数多く眠っているなか、置戸町としての今後の展開、取り組みについて教育長の考えをお聞きます。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 いま議員からあの質問のあった国の文化審議会国宝重要文化財指定の答申について、さらにあの今後置戸町にある資料の活用についての今後の展開等について答えさせていただきます。

まず最初に議員からお話のあった本年1月18日、国の文化審議会により現在まで国の重要文化財として指定されていた白滝遺跡群出土品を国宝に、また国の有形文化財として指定されていた常呂川河口遺跡墓抗出土品を重要文化財に指定するよう文科省に答申したとのニュースを受けて感じたことですが、まずは遺跡の保存、調査に尽力された町、教育委員会関係者、さらに研究者の成果だと強く感じております。同時に本町の安住遺跡を代表とする106か所もの埋蔵文化財包蔵地から発掘された黒曜石等の石器について、国宝級の価値がある貴重な資料であることを改めて認識しました。今後白滝遺跡が国宝指定の答申がされたことで本町の遺跡、特に藤川コレクションも注目され、再評価されるきっかけになるのではと期待しているところです。

次に今後の展開、取り組みについてですが、石器にとどまらず、町の郷土資料をどう活用していくかという広い観点で回答させていただきます。置戸町の石器などの郷土資料は言うまでもなく貴重な町民の宝であります。収集された郷土資料は永続的に保管し、調査研究によってその資料が保有している役割、価値を究明していかなければならないというふうに考えています。その中枢となるのが資料を集積している置戸町郷土資料館です。

その役割は多岐にわたりますが、3点挙げれば、1点目は資料を収集し、保存管理し、その資料について学芸員が中心となって多角的な視点で調査研究活動を行う拠点となること。2点目は郷土資料を公開し、置戸町の歴史、文化が持つ価値や魅力を発信、継承し、郷土に対する理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むこと。3点目は学芸員による学習支援の下で、講座や教室を通して郷土の歴史や文化について学習する拠点となること。特に子どもたちのために故郷について学ぶ機会を積極的に展開し、将来の置戸町を担う人材を育成する。この3点を大きな役割というふうに考えています。

そして、これらの機能を果たすために最も重要なのは、専門的な知識を有する学芸員の配置です。現在池田学芸員がその役割を担っています。池田学芸員は今まで置戸町の歴史を学び、現在の郷土資料館の資料について、その使用された時代や用途等を調べ、分類整理し、見学者が興味を持ち、学習できる資料館へと再編整備をしました。さらに公民館では企画展も令和4年は4回、他釧路市、網走市で開催された北の縄文展にも協力をしております。さらに来年の2月にもあの企画展を予定しているところです。また、地域の方々を対象とした郷土について学ぶ学習会、講座、教室等にも取り組んでおり、令和4年は置戸大学、町の新任職員研修、食生活改善推進委員会協議会、そして子どもを対象とし、計5回行っています。今後も池田学芸員を中心としながら、学芸員の姿が見える活動事業を推進し、さらなる町内外への町文化財の情報発信を努めてまいります。

そして郷土資料に係る教育委員会の役割ですが、町民の宝である郷土資料の価値を明らかにするとともに、町民がこれを学び伝えるための知的サービスを提供することであり、それが可能な環境を整えていかなければならないと考えています。

郷土資料館は見学する施設という意識ではなく、調査活動や体験活動へと導く学習の場を提供する施設としての活用を目指していきたいというふうに考えています。また、現施設の老朽化の状況を踏まえ、今後どのように整備または保全していくのかがいいかについて急がれる状況にあり、これも大きな課題の一つとして考えているところです。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 教育長から、まああの今回のことについての感想あるいは今後の取り組みということでお伺いをいたしました。本当に置戸町の財産と言いますか、すごく価値のあるということが改めて評価されたというか、そういうふうにも感じているところでもありますけども、まあちょっと私機会がありまして、平取町というところへ行ってきました。それは置戸町の住人第1号である平村エレコーク氏の末裔の家、お宅へ訪ねる機会がありまして、そこへ訪ねたんですけども、どうも置戸にも何回かその方足を運んでいただいて、郷土資料館なども見学していただいたり、それから史跡のある場所を私が案内して、その場所を確認したりしたことがありますけども、後日あの町勢要覧を送るということで、訓子府あるいは置戸町の町勢要覧をちょっと集めた機会ありますけども、これはあまり直接教育長に直接、教育長がね、どうのこうのということはないのかもしれませんが、確かにあの訓子府町の町勢要覧には住人第1号平村エレコークさんということで、訓子府町の要覧にも載っておりました。

ところがですね、置戸町の今の要覧ですね、町勢要覧にはそういう歴史が全く載っていないということがわかりました。本当にあの置戸町の住人第1号として、いろんな歴史の場面に出てくる方ありますし、重要なことがその町勢要覧に載ってないというのはちょっとびっくりしたと言いますか、驚きを感じたところですけども、直接その作るのには教育長が関わっていないとしてもですね、そういうことまで目配りや気配りをしてですね、あの町の全体の歴史を伝えていくというなかで、ぜひともそういうことに関わっていただきたいというふうに感じますけども、その辺教育長の思いつて言いますか、その辺伺いたいと思います。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 町長が目指す一つに、まちづくりは人づくりという言葉がありますが、その代表のひとりが池田学芸員だなというふうに思っています。置戸の歴史を知っている方というふうにあげると高橋氏、田村氏の名前が浮かびますが、本当に地域協力隊での3年間、コツコツと資料等を研究して、そのお2人に並ぶぐらいの知識を得ているなあというふうに思っています。あのそれもあの池田学芸員の知識も置戸町の宝だなというふうに認識しております。あの、その知識を今後はやはりあの、町民の方々に広めていっていただきたいなというふうに思っています。特にあの小学生、中学生ですが、小学校の指導要領、社会科では博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすることとして、あの社会科の授業で郷土資料館の活用しての利用が求められています。そうしたなかで、子どもたちが学習するなかで、今小学校、中学校とふるさと学習を特に力を入れています。あの子どもたちが郷土資料館を見学するとき、ただ見て終わるだけではなくて、あのその資料が持っている歴史、役割、またそのエピソードなどを子どもたちに伝えることで、あの興味を持って本当の学習がそこで生まれてくるのかなというふうに思っています。あの、その役割を果たすのは池田学芸員だなというふうに思っています。

ので、池田学芸員の知識をやはり今後いろんな場面で講座、学習会等で伝えていただくことが今後一番大事なことかなあと。そのなかであの黒曜石についても、もうこれは国宝級なんだよということも併せて伝えていくことが重要なというふうに思いますし、今議員からのあった話もしっかりと伝えていくことは非常に大事だというふうに思いますので、私も注視していきたいというふうに思っています。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 池田学芸員のことは自分も十分に存じておりますし、活動も一緒にやらせていただいているということもありますので、今後に本当に期待をしたいというところでありますし、まあ前段、先ほど申し上げたその町勢要覧のことには何か町の文献についてもですね、あの教育長という立場からでも十分にそのいろんなところに目配り気配りをさせていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

また、あの置戸の宝と言いますか、そういう意味ではもちろんその旧石器の遺跡がたくさん置戸に109か所あるということで、お話でありましたけども、確かにあのたくさんあって発掘もされています。ところがですね、地元には一切残っていない。すべて研究機関の方に持ち出されているということでもありますし、北大をはじめ多くの大学、研究機関にそういう資料が分散して残されているというのが実情であります。

私、あの関係者からお聞きしたところ、もし町にそういう受け皿がしっかりあるのであれば、そういう物も返還して、町での存続に協力をしたいというようなお話もありますけども、まだまだ郷土資料館だけではその保存するに至るような、返還されるような状況にはなっていないというふうに思いますけども。もしですね、将来的に向けて新たなその郷土資料館の考え方もあろうかと思えますけども、まあ、あのまあもっともその旧石器だけじゃなくてね、あの森林鉄道のポールドウィン号、本当に貴重な物がこの町からなくなった。そういうことで、もし残っていたら丸瀬布の雨宮号みたくなっていたんじゃないかとか、街並み整備で石倉は消えました。あの石倉が残っていたら、あそこで今コンサートをやったりいろんなことができたんじゃないかと、本当に悔いの残ることばかりなんですよ。ですから、まずその計画というか、将来に向けてね、どう進めていくんだということをしかりと根本の方に作っていただいてね、それに沿ってできることからやってほしいなというふうにお願いをしたいと思えますけど、その辺教育長の考えをお聞かせください。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 置戸町の、あの特に石器等について、あの白滝と同じような施設で展示していれば、あの同時に国宝等の指定があったのかなというふうには感じています。ただ、その展示場所をどうするかということについては、あのいろんなところと協議して考えていかなければならないというふうに思っていますので、あそこも十分考えていきたいというふうに思いますが、石器についてだけ、あのちょっとあのお話をすれば、一つは今あの中学生在ふるさと学習で発掘の現場で学習をしていますが、あの子どもたちはもちろん真剣に聞いていますが、そこに帯同したあの先生方が非常にこの子どもたちと同じぐらいに興味を持って話を聞いていますので、あの大人にも、一般の方々にも、あの非常にいい学習の場所だなというふうに思っていますので、なんかそういう機会が持てないかということが一つ考えてますし、今回あの白滝が国宝でということでのニュースを受けて、おそらく今後置戸への発掘者

は今まで来てますが、また新たにちょっと発掘をさせてくれというようなところにも出てくるかなというふうに思っていますが、それについては積極的に受け入れをして、そしてあのいろんな研究をしていただいて、置戸の遺跡はこうなんだよという、国宝級なんだよという鶴丸先生なんか、こんな最高の遺跡は他にないよってという評価も得てますので、あの来ていただいて、研究していただいて、それをあのいろんなところに情報を発信していただくことで、あのまた置戸の遺跡が価値が上がるかなというふうに思っています。さらに、あのコロナで札幌学院との、あの毎年行ってたんですが、出来なくなって、ちょっとあの連携が取りにくくなってる状況なので、あのもう一度札幌学院との連携も深めていく必要があるかなあと。そんななかで町民の郷土資料に対する意識を高めていけたらなというふうに思っているところです。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ今、元札幌学院大学の学長である鶴丸先生のお話もありましたけども、本当に置戸の価値、魅力を知ってる人たちは、ずっと昔からこれは置戸町を訪ねてですね、調査研究をされてきたということで、それらをですね、こう生かす、そういう道でもこれからの方向性っていうんですか、将来に向けた方向性が非常に大事になってくるかなというふうに考えているところですし、まあ過去には鶴丸先生、小さな博物館構想を提唱していただいたり、また文化連盟の方では史跡を巡るとか、スタンプラリーとか、いろんなことであの町民が持ってる宝物を町民の皆さんに広く知ってもらおうということも含めて実施した経過があります。まだまだあの町民の皆さんは町内外含めてですけども、置戸に眠る宝物を知らない部分がたくさんありますので、ぜひともですね、そういうものが目の目をみる、またあの年老いて、もう俺等では管理できないんだという人たちがいますのでね、そういうものを展示するとか、まああのそういう町民に見ていただくような機会を設ける。例えばですけども、鑑定団みたいなことをやってみたりね、いろんな形でその町の町民に関心を持ってもらうような取り組みも必要かなというふうに考えておりますし、そういうことをぜひともやっていただいてですね、そのときはきっとあの学芸員の池田君あたりも活躍の場が増えるのではないかなというふうに考えておりますけども、まあ今回、今池田君1人の学芸員ということではありますけども、まあ彼あの縄文時代が専門ということでもありますのでね、まあそれにしても、まあ3年間地域おこし協力隊を卒業して、今学芸員として立派に勤めていただいておりますけども、もちろんその先ほど言ったように、その田村さんや高橋和夫さんよりももう置戸のことを知識を深めていますし、町民に伝えるようなレベルにも来ておりますので、なんとかその池田君がまだまだ活躍できる場所を教育委員会としても設けていただきたいというふうに考えておりますけど、その辺も少しあればお聞きをしたいと思います。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 いま議員がおっしゃったことと同じ思いをしています。これからあのいろんな事業等を開催していきたいと思いますが、いろんな方からいろんなアイデアをいただきながら、あのできることをやっていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 ぜひともあの白滝あるいは常呂川というようなことではなくて、置戸独自でいいと思うんですよ。ですから、そういうことを続けてと言いますか、将来に向けてやって

いただきたいと思いますが、まずは先だけじゃなくて置戸の歴史、過去を見て将来につなげる温故知新みたいな考えもありますので、ぜひともですね、この置戸の魅力をですね、町内外に発信して、まあ国宝とは言えませんが、まあ町民、自分、我々にしてもそうですけども宝ですよ。もう国の宝どころじゃないですよ、町の宝として大事にしていきたいというふうをお願いを申し上げて一般質問を終わります。

○岩藤議長 次に2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問したいというふうに思います。

町有林の森林計画の業務委託についてでございます。第14次の森林経営計画が来年の3月31日に終了いたしますが、第14次の課題や反省点を踏まえ、第15次に向けて大きく方針が変更されるということが考えられます。そこで地域林政アドバイザー制度がありますけれども、林業の専門技術者のいない置戸では、そういう制度を活用して林業行政の体制支援を図ることが望ましいというふうに考えます。

これは平成2年に林野庁が地域林政アドバイザー制度のことについてですね、林野庁の研修をやったときに、1週間ぐらいの研修を受けて、初めてそういう制度がされます。で、置戸でもですね、森林組合のうちの参事がこの制度に向けてですね、将来的には町のですね、専門技術者がいない場合には、こういうアドバイザー制度があるぞということで、研修を受けさせた経過がございます。

管内でも遠軽町がその採用をしたというふうに聞いております。この14年度の計画の反省や課題がさっぱり出てこないのはどうしたわけでしょうか。この課題整理ができないっていうことは、置戸町が昔からあの森林計画は町議会議員の協議会で1回ぼつんと資料を出してですね、5年計画こうですよというのをやめて、新しく森林経営管理委員会っていう制度を作ったわけですけども、その活用がさっぱりされてないと。これは作った意味が分かっていないのかなっていう感じしてます。どうしてこの制度を作ったのかということが分かってないっていうことは、担当者を含めてですね、非常に情けないなど。やっぱり、もうあと3か月しかないわけですから、もう課題も反省も出てきてですね、5か年計画が出てこないと本当ではないのかと。管理委員会も開かないでですね、このまんまだ計画を出せばいいのかって、そういう考え方で管理委員会作ったわけじゃないんです。管理委員会で検討して、そして課題を拾ったなかで計画を作るという、そういう考え方の委員会なんです。で、計画して実行して現場を見てですね、こういう計画を作るんですよということをやったのがこの管理委員会制度なんです。これがさっぱり機能していないということではですね、非常に情けないと。

さらには5年にいっぺんですね、山は変わります。手入れもして、間伐もして、保育間伐もしたりして、山が、模様が変わります。なぜ、5年にいっぺん山の境界を確認したり、山の周囲に杭や樹木にですね、ペンキで赤丸をつけたり、そういう作業をなぜしてないのか。これは誤伐や盗伐が将来的に起こる。北見市でもですね、4か所くらい盗伐されて、非常にあの困ってるというような話も聞きました。で、やっぱりあの自分たちの財産をですね、守るという意識がどこか欠如しているんじゃないか。私はそう思えてなりません。

私が担当したときは5年にいっぺん必ずですね、山に行って境界をきちっと把握したりしてですね、何人かで林相を見ながら協議したというのがございます。だけど、今はですね、僕のやってるときは1,000町歩しかなかったんですが、今2,000町歩に近い山ですから、一つは体制がなってな

いと。なぜ1,000町歩が2人で、2,000町歩も2人なのか。これは町長の考え方にひとつあるんでないかと。町長も昔、副町長も林務係を1年か1年半やってると思うんですよ。ただ、5年やったひとつの周期でないと、途中で辞令もらって変わったときにはですね、もう山に行かんくていいんだ、楽なんだなっていう感じはして、まあ仕事から逃げちゃったたら語弊ですけども、やっぱり担当者はですね、5年いっぺん周期終わるまで置けと。それでないと財産は守れないぞ。これだけ面積が多くなるとですね、どうしても人出が足りない、あるいは技術者がいないからどうしたらいいのかという相談もできないと。だから管理委員会を作ったんですよ、僕は。で、役場もそれに同調したんですが、この2,3年これがさっぱり開いてないから意見も言えないと。で、もうちょっと財産を守るということから言えばですね、やっぱりもうちょっと人を増やしたりなんかしないと本当に守れないんでないかというふうに私は思います。

で、14次の計画というか、林相を見てますとですね、これは町長も、今2,000町歩のなかで人工林が1,423ヘクタールございます。そのうちカラマツが780町歩ほどあります、約54%でございます。そしてそのカラマツの齢級を見ますと7齢級から13齢級までが84%です。あの置戸町の人口よりもっと高齢化してます、はっきり言って。なぜここまで頑張ってますね、山を放置しておくのかと。で、山はですね、ちゃんと地質とか地勢によって、残していいところと、早く伐ってこう回転していくというのがございますけれども、やっぱり2年前に処分したトドマツの歩留まりをみますと、パルプが45%って、買った方もですね、本当は今トドマツなんて一番高いときなんですけれども、立木で売ったって6,000円くらいですよ。なぜ1万5,000円とかにならないんですか。パルプが多いからなんですよ。トドマツのパルプっていうのはチップにしかありませんから。5,000円か6,000円でしか売れません。で、そんな山づくりしてたら置戸の財産なくなるんですよ、はっきり言って。これまでの高齢級にしたっていうのは、やっぱり歴代町長の責任だと思うんですよ、はっきり言って。だからもうちょっと誰かに相談するかという前に管理委員会を開いて、もうちょっとやっぱり行政として責任ある対応を取らないとですね、これは前に国有林を買った730町歩も、12億5,000万円もかけて買ったんですよ。将来的に置戸はやっぱりあのこういうことで山も残して、置戸はやっぱり森林の町にしようということで残したわけですから、これも何億もかけて山を整備しました。確かにいい山になってます。ただ、先ほど言ったように非常にカラマツも高齢化になってきて腐れが多い。腐れが多いということは、それだけ山に行っていないからなんですよ。早く伐れないから。早く伐ってしまえばいいんですよ。だから自分の財産だって、そういうのを守れない人が置戸を守っていけないと思うんですよ、はっきり言って。町長だって山を持ってるでしょ。山に行ったことあります。だけど、1回植林したら3年はカラマツの下刈りをします。で、10年経ったら除伐します、間伐します。20年経ったらどうしますって言って間伐したり、補助間伐したりする。それがなされてない。非常に情けない。で、やっぱりあの730町歩を買ったときも12億円くらい買ってますけども、その後僕がまあ企画に行って、こんな借金誰がしたんだって担当者から怒られたことあるんですけども、今3,000万円ずつ返したっていう経過がございますけども、まあ今ですね、その借金も当然なくなってると思いますけども、もうちょっとやっぱりあの力を入れてですね、1,000町歩で2人だったのが2,000町歩になっても2人かと。それじゃあね、できないですよ、はっきり言って。やっぱりこの辺が町長が力入れるところもってこうやらないとですね、

本当に山づくりできないんじゃないかと。それからあのいつでも財政苦しい苦しいって言ってますけども、やっぱり山から売り上げを少し上げないとですね、本当でないかと思うんですよ。その辺について町長の見解をちょっと聞きたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 今、小林議員の方から先輩でもありますし、私も先ほど1年か2年いたその職員のひとりでありますので、あの当時のことも覚えておりますが、その後全く興味を持ってないんじゃないかっていうことも今最後の方で言及されまして、山を持ってるのかっていう話なんですけど、なかなか山に行く機会も担当を離れると、あのないのも現実で事実であります。あの申し訳ないなと思います。あの情けないとお叱りとそれと先輩としてのアドバイス、そして町の財産としての情熱、守っていかねばならないという情熱もしかと受け止めてですね、反省含めて答弁をしていきたいと思っております。

あの客観的に言っときますけども、初めに第15次の町有林森林経営計画ですが、本年3月の定例会におきまして置戸町有林野条例の一部を改正させていただきました。改正前の置戸町有林森林経営計画につきましては5年を経過期間として、各団地ごとに経営案、小団地ごとに経営計画を議会の議決を経て作製することとなっておりましたが、令和2年3月12日の条例改正によりまして、これは置戸町森林経営管理委員会設置条例を制定し、林業経営に関するランドデザインを定め、計画的な森林の整備や促進、有識者の意見を求めるために委員会を設置すると、各林業関係団体で構成されている委員会に対して、町有林の経営計画案を図ることで、合理的な経営を図るために条例の一部を改正したものであります。

これはあの議員のおっしゃるとおり、当時作った趣旨としてはこのようにあの可決をいただいております。先ほどご説明もありましたが、14次計画は今年度をもって終了し、新しい年度からは15次計画の経営計画が始まります。現在町では策定に向け作業を行ってるところでありますけど、それは議員のおっしゃるとおり、はい、できましたとあって、あの裁可を仰ぐだけではなくて、ちゃんと議論をする場として経営委員会を開くべきだというお話だと思いますが、この取り付けといたしましては小委員会を設置して、そのなかで議論をするということにもなっております。

しかしながら、コロナ禍もあって年2回経営委員会を開催する予定でありますけども、まあ一昨年には開催が書面決議であったり、そして今年についてはまだ1回しか開いておらない状況ですが、これも経営委員会の前に一度開催をして、いろんなご意見をいただきたいと思っております。議員がご指摘のように標準伐期、本町では先ほど計画書を確認しましたが、カラマツでいけば11年齢55年、もしくは60年っていう、あの以前よりは伐期年齢が延びて高齢期級になってきています。

実際その年齢の木が増えてきているのも事実であります。また、複層林の樹木が伐期を迎えて、伐採時には花木の損傷が懸念される小班も少なくないことも事実であります。そんなことから第14次計画はそれぞれ計画を立てた数量よりも今集集中でありますけど、施業自体は少なくなった状況だと思っております。これはひとえに情熱や予算だけの問題ではなくて、先ほども申し上げましたが、町内に施業する組織や団体も受け入れない状況、そして伐採をすれば、やはり民有林の見本となるべき町有林が無立木地になるような状態を避けなければならないと。そうすれば再生林をしていかなければならないが、その苗もない。そして補助金もつかないという現状もあったこともあの議員は十分承知

の上でのお話だと思いますが、そんななかで事業が進んでいないこともありました。

次期計画では森林整備に関わる考え方、今までの町の進め方を含めて、議員のご指摘のように課題を洗い出して、反省点を踏まえた大胆な方針展開をしていかなければならない時期というふうに認識しておりますし、先ほど言われましたように、時間が経てばどんどん価値が、そして機能が損なわれるような財産では駄目だと。管理も駄目だというお話も踏まえてですね、先ほど来ありますように、有識者のご意見をいただくのもそうです。町の職員を、技術職員を雇うのもその一つの一步だと思っております。次期計画については間伐から皆伐、そして植栽を進めていくような方策と、まあアカデミックに考え方を変えていかなければ、なかなかこの転換期は迎えられないんですが、現実には先ほど佐藤議員からの質問のとおり、民有林を含めてそれらの植栽や育林、伐採等の担い手不足、事業体の限界、苗の確保、財源問題など、すぐには解決できない問題が山積してるのも事実であります。

次の経営計画案につきましては、先ほど述べたとおり、置戸町森林経営管理委員会、そして小委員会に諮りますが、当初よりは開催の時期が遅れるかもしれませんが、今の段階では2月を予定しておりますので、それに向けて経営計画策定作業を順次進めてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

私は体裁を整え、実行不可能な計画を立てるよりも、絵に描いた餅にならないように次期計画は実行可能な計画となるよう、また変化に合わせ、前計画からもありますが、立木販売の活用や複数年の施業実施も含めた計画となるように考えてまいりたいと考えております。また、職員の問題でございます。先ほど言われましたように、1,000町歩でも2人、2,000町歩でも2人か3人とか、まああの臨時的職員もお願いしていますが、というお話でありますけれども、先ほど佐藤議員の質問にもお答えしましたが、林業の技術者、経験者の採用に向けて今努力しているところでありますし、先ほども申し上げましたが、その意向を示してる経験者が今担当課の方に返事を出してきておりますので、まあ面接試験を経てですね、その人が本当に町有林管理にふさわしい技師として雇えるかどうかを判断しながら、適任者であれば採用をして、これからの山づくりに尽力いただきたいと思っておりますし、またこれも先ほど佐藤議員と重複しますが、やはり民間経験があったり、団体勤務経験があったにしても、置戸町の山は置戸町の山です。そして今の現状も違います。そんななかでは今の事業体であったり、森林組合を含めた団体にも協力を仰いで、技術の向上や普及ができるような人づくりにご協力をいただきたいと思っております。

担当職員の増員につきましては、その職員の採用の関係もありますが、状況を見ながら増員を図っていきたく思います。そしてもう一つ、林政アドバイザーの関係で森林組合の参事さんがその資格を取ろうという、取ったというお話だと思いますが、その採用にもよりますが、林政アドバイザーとして雇用や委託するだけではなくて、その技術を新しい職員にもお教えいただくようにご協力をお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、本町の山を守り育てていくためには知識を持った職員の配置が不可欠だと思っております。確保に向け皆様とも情報共有しながら早期に体制ができるよう取り組んでまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 今までにない、あの前向きな答えをいただきましてありがとうございます

います。あのやっぱりもうちょっとですね、早くこの質問をすれば良かったんですけども、いろいろ考えたなかですね、やっぱりあの管内も2,000町歩を超える町有林を持つてるとこっていうのは、まあ数えたら5本の指ぐらいにはなるんですが、そんななかでもですね、やっぱりあのもうちょっと町有林と林政と分けてですね、やらないとやっぱりその辺がですね、この町民の財産を守って、さらには少なくともその売り上げを町の財産、財産っていうか、財源にしてですね、なんらかの形に結びつけていかないと、やっぱりあの林業の振興もそうですけども、まあ町財政に寄与するってのは一番の目的だと思います。ぜひこういう体制を図っていただきたいなというふうに思ってます。

さっき前向きに答えいただきましたので言いませんけども、まあそんななかですね、一つはあのもうすでにあの予算査定が行われてると思いますけども、まあ来年から5か年計画のなかですね、予算査定をどうしてやったのか、ちょっとお聞きたいというふうに思います。先ほど言ったように、あのおそらく予算査定では5か年計画出てきて、来年はこうやってやるぞというのがあると思いますけども、その辺にあたってですね、若干お答えをいただきたいなというふうに思います。で、それなげそこまで聞くのかっていうことを言いますとですね、あの僕はある業界の方から言われてました、来年のあの町有林の施業ってどんな作業あるの。いや、全然聞いてないよって。普通だったらもう5か年計画出てきてですね、やっぱりこういうふうに5か年施業があるよ。そうするとあの木材を、例えば北見の公売へ行って買うとか、あるいは帯広へ行って買うとかっていうのが探さんでもいいというようなことになるんですが、明示されないですね、いや、来年から原木ちょっと確保するのに難儀するよねっていう話が出てきてます。ですから、今あの、まあ新聞紙上でも分かっているとおり、非常にあのウッドショックですね、海外から物が入らなくてすごく高いです、正直言って。だけど、それに合うような単価にですね、持っていくためには、どうしてもやっぱり丸太の価格はですね、安くならないなりません。

私のところも昨日ですね、11月の決算をしてきたんですが、工場は空前の利益です、はっきり言って。ですから、今山がだんだん伐って裸になって、だいたい年間100町以上は立木で伐ってます。そういう意味ではですね、これみんな他力本願なんですよ。外材が入ってこないから日本の国では国内の材を買おうとしてます。そうすると国内の材ではあの本州に行ったら6,500円ぐらいの運賃がかかりますから、ここで4万円にしても、向こうへ行けば4万6,000円とか4万8,000円になります。それが5万8,000円になってるんです。今、それが今回も先月も4,000円ダウン、今月にまた4,000円ダウンです。で、元に戻るかっていうと、また戻りませんけれども、今でも4万2,000~4万3,000円なんですよ。向こうに着いて。ですからここで買うよりもすごく値段がいいんですよ。で、来年の1月から今度丸玉さんが合板が余って、丸太の値段も下げます。そうすると今度買う人が、買う人がっていうか、売る人が先月はこうだったね、今年からこんなに落ちるのかって、そういうような話題が今すごいんですよ。まあ北海道の住宅着工も今木造は2割ダウンですから。そういう関係でいくと、木材買わないんですよ今。今だいたい坪95万円から100万円って言ってます。ですからちょうど40歳ぐらいで住宅建てる人がですね、このお金4,000万円がかかりますから、あんたこれ4,000万円借金返せますか。いや、銀行ではあんたの所得ではちょっと金貸せませんねって言って、結局建てたくてもそういう意欲は削がれちゃって、またしばらくお休みしますか。

ですから手持ち資金5～600万円ではだめなんですね。やっぱり3,500万円、今4,000万円ぐらいしますから、ちょっとした家は。そうするとあの返す金が4万円から5万円です、月。なかなか、あの返せる金ではなくなってきたるそうです。35年も経ったら40歳で建てても75歳になるんですよ。退職金なくなりますよね、正直言って。だからちょっと控えてなるのかなあって感じしています。まあそんなことも含めてですね、今年の予算ではどういうふうな来年度について分かってる範囲で一つお聞きしたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの新年度予算の編成は今実行中でありまして、今副町長査定まで終わってますが、概略で言いますと、あの林業の町有林の施業費については大幅にアップしています。ただ、あの詳細、何の種目がどうなるっていうことはちょっと今手元に資料がありませんので、これはあの秋の段階で林業事業体からもやはり積極的な町内の木材の流通を図っていただきたいという要望もありました。

そんなことも含めてですね、今年の予算編成は昨年よりもアップをしたなかで検討していただきたいということで、予算編成に向かってあの積み上げてきておりますが、現実にとこまで町の財政が応えられるかはまだ全体査定が終わってませんので何とも言えませんが、一般的にですね、先ほど材がもう値下がり傾向、ウッドショックよりは一時値下がり傾向にあるということもありますが、一度皆伐をした後の再造林にはヘクタール100万円以上今お金がかかると思います。そのなかで公共の補助金がなければその100万円を持ち出すということになれば相当な財政負担になります。やはり公共の補助金の枠を活用しながらやらなければ、なかなか大規模な皆伐ってのは進まないのかなっていう、これ裏腹の現実もありますので、ぜひともですね、あのそこら辺もご理解いただいて、現実的な数字での、先ほど申し上げましたように、できない計画を立てても駄目だということを踏まえてですね、予算編成に臨みたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 まあ、あのできるだけ早めにですね、あの資料を作っていただいてやっていただきたいなというふうに思います。まああの先ほど言ったように、あの本当は契約変更してでもですね、今高いときに丸太を売るっていうのは常道だと思うんです、商売は。ただ計画にあるからずっと来年売らんきゃならない、それだったらやめた方がいいんですよ。そんなもの変更して、あの振興局に行ってやって、許可もらってから立木でバンバン売ればいいんですよ。でないとやっぱりそこがこの民有林との違いで、役場はただ計画でやってるよと。そういうときに金儲けをもうちょっと上手にやってほしいなって。やっぱりそういうぐらいの腹構えがないとですね、せっかくあのさっき言ったようにトドマツね、50年も育てたものがパルプ45%で5,000円や6,000円で売ったんじゃ、何のために50年も待ったの。それだったら先に40年ぐらいで、トドマツはもう40年って、標準伐期齢で決まっていますから。その段階でもう皆伐していかなければならない、本当は。で、置戸の山ってほとんど標準伐期齢超えてる山ばかりですから。そういう意味では臨機応変に山を立木で売って、そして2～3年置いといて、それから植えるっていう考え方も一つはしていかないと、ただ単に財産あるから、あの山に木が立ってるから計画どおりやりますよっていうんでなくて、やっぱりあの、これぐらいの丸太ほしいと、今あの先月も、先月16日ですか、あの北見の国有林の

公売見たんですが、4メートル材が20上で1万9,000円です、立方。それからあの市場に持って行ったらだいたい運賃2,500円ぐらい取りますから。そうすると2万1,000円、立方。それがね、買う人いるんですよ、やっぱり。1番札と2番札と、何百円しか差がないんです。いや、うちの参事もちょっとネットで調べてくれって調べてもらったんですが、こんな価格するのって、入札で。一般の価格では買えないですよ。公売だから高いたけ。ですから、役場もそういう面ではね、やっぱり高いとこに売らないと。で、やっぱり情報をうんと集めない。それでないといひ山づくりできないですよ。

今、町長が言ったようにね、やっぱり計画は計画でいいけども、今一番売れるときに売らないとだめ。もう極端に、来年の1月から極端に6,000円も下がってきますから、そうなる今度売りたい人が、いや、これでは売れないと、今度は売り渋りが出てくる。ですから情報は常にこう開いておかないと駄目だと思うんですが、まあその辺についてもですね、もうちょっとやっぱり、あの臨機応変に情報を集めていかないと、ただ担当者任せではうまくいかないのではないかというふうに思いますけれども、その辺についてどうですか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの先ほど私あの、答弁のなかでちょっと言葉が間違っていました。あの標準伐期齢は今議員が言われたように、トドマツではあの8齢級40年、そしてカラマツは30年なんです、今超伐期になってるのは適正伐期齢というのができていて、それで皆さん延ばしてきたと。うちでいきますとカラマツだと11齢級、今まさにその齢級が多いところになってますが、まあ今あの現状として伐れば材は高かったのにもう安くなるよという議員のご指摘もありましたし、先ほど答弁でも言いましたように、立販、立木販売も含めて噛み合わせてですね、臨機応変に計画変更も厭わずですね、そういうような経営を努めてまいりますし、議員も経営委員会の委員長ですので、そのなかでもアドバイスをいただきたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 私もこれで終わりますけども、できるだけ早くですね、森林管理委員会を開いていただいて、きちっとこう反省の上ですね、立って、新しい5か年計画を作ってくださいというふうに要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	12時00分
再開	13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長にお尋ねします。

昨日、令和3年度決算特別委員会の委員長報告のなかで、口頭ではありましたが、指摘事項意見にあるとおり、人材育成基金の内容について再検討する考えはないかという質問であります。

以前に、この人材育成基金を原資に給付型または返済免除等のある奨学金制度についてお話をさせていただいたときには、限りある財源であるのでとても内容変更には消極的であったと記憶しています。しかしながら、一段と進む少子高齢化の本町の現在の実情からして、今後奨学金希望者の減少も考えられます。そのことによって基金がだぶつき、ちょっと言い方悪いんですけども、基金がだぶつくことも予想されます。そうであるならばUターンで置戸に帰ってきて住むようになった者に対して、全額とは申しません。返済免除等、内容を変更によって定住者人口の増加や、先ほども質問にもありました農林業のみならず、商工業後継者の確保にもなると考えます。

10月の視察で行った東川町日本語学校の学生がそこここにいて、まあ外国人ではありませんが、図書館などの学習ブースはいっぱいで、非常に何か活気があるなというようなことを感じました。本当置戸に帰ってきてもらって、若い人が住むことによって、活気であったり、いろいろな活動をしていただけたらと考えます。置戸のための人材育成基金運用の考えをお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 人材育成基金の内容検討の見直しについてのご質問であります。議員より平成31年3月、そして私就任して3か月後の令和2年9月の定例議会でも同様のご質問をいただきました。先ほど、前回の回答内容も踏まえての発言内容だと思います。そして、先日は決算審査特別委員会からご意見をいただいております。それを踏まえてお答えしたいと思います。

ちょっと、あの本基金のご承知だと思いますが、成り立ちをご紹介します。本基金は令和元年、当時の竹下内閣が各自治体に1億円をそれぞれ交付した、いわゆるふるさと創生事業で創設されました。ちょうど消費税の導入時期で、そしてバブル絶頂の最中で交付された1億円の使い道に、各自治体の制限はなく、当時純金のこけしやカツオ、日本一長い滑り台の設置など、バブルを象徴するような例も多く報道されておりました。そのとき本町では使ってしまうとなくなる。教育に未来へとその用途を子どもたちの例えばですね、多摩市の交流事業の実施や本基金を原資として、この人材育成基金への活用を決定されております。

また、当時利息運用も期待されましたが、農業振興基金同様、低金利時代を迎え、現在の貸し付けはこの基金の状況は貸し付けと償還の運用基金となっており、決算書上、委員会でご指摘のとおり償還の方が多くなっている現状となっております。この原因の一つには少子高齢化ということもありますが、その意味でいけば有効活用となっていないのではないかとということ、その効果が希薄となって時代に合っていないのではないかと議員のお話をちょっと解釈するとそんな見方もあると思います。

一度貸付金の見直しや学費の値上げ等から準備金の増額とアップを平成20年代に行っておりますが、現在は先ほど申し上げたとおり、残額が毎年800万円ほど増額していくような、積み上がってくる状況となっております。議員のご発言のとおり、Uターンの促進を図るために返済免除や給付型奨学金等の検討も必要ではないかという考え方もありますが、Uターンで再び本町に居住し、事業継承または就業する若者が増えれば、町の活気や産業振興につながることを期待できます。しかし、一方原資が減少すること、そして対象者が本町出身者に限られることなど課題もあることも事実です。

前回、この質問のなかで私は少子高齢化が進み就業人口が本町では減少していることから、各産業、福祉、医療、そして公務においても人材確保が深刻な課題となっている昨今、私は仮称ではありますが、ふるさと就職奨励金などの創設について検討を進めたいということをおっしゃっております。

議員からはそのことも踏まえて一向に進んではないではないかという思いもあっての質問だろうと思いますが、庁内で検討を進めており、各産業の方々と議論を図るべく産業会議の開催に向け、今準備を進めております。後継者の問題、そして住宅の問題、そしてこの人材育成基金の新たな活用についてもご意見をいただき、ふるさと就職奨励金の創設を図りたいと思います。

一つの方法といたしましては、町内居住し就業すること、これは町内出身者に限らず、新たに本町に居住して就業する方への借入奨学金の一部を支出して助成してあげることが一つの人材確保になるのではないかと考えております。現在、認定こども園信愛会においては、平成元年度より同種の取り組みをされており、奨学金の支援をしている該当者もあり、それにより一定の成果が上がっているということもお聞きしています。また、置戸高校福祉科のゆめサポート事業で償還免除方式で償還金を免除する方法により、奨励を実施しております。

これらのさまざまところで行っている奨学金等を統合した人材育成確保対策として、このふるさと就職奨励金という仮称ではありますが、創設したらどうかというふうに考えております。その財源といたしましては、ふるさと納税で人材育成基金に寄付されてる方も一定程度昨年からおられます。現在の人材育成基金のみならず、その他にも財源対策を考え、所管する教育委員会とも内部協議を進めてこの取り組みを進めてまいりたいと思いますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 深川町長が町長に立候補した際、先ほど教育長からも少しありましたけども、まちづくりは人づくり、人づくりなくしてまちづくりはできないというスローガンだったというふうに思います。前井上町長も最初に立候補するときに同じことをスローガンにあげていました。そんななかでこの人材育成基金というのは、まさに人づくりのための基金であるというふうに私は思っておりましたが、その実は実はただ奨学金の貸付用のものであるという、ちょっと残念な気がしてなりません。

先ほど佐藤議員の方からも北の森づくり専門学院だとか、小林議員さんからもあったとおり、例えば目的をもって進学をされ、その人に対して補助金があり、学費なりの支援をする。また、今回の一般会計の補正予算にもあるように農業教育高度事業ですか、アメリカに18か月、たった60万円でいいのかというような気もしないでもないんですが、そういった部分で未来の置戸にこうやって携わってくる人材をいかに育てていくかっていうことが大変これから必要なことだというふうに思っています。

来年春が来ます。それぞれ進路を決める人なり、いろいろいるというふうに思いますが、早期にいろいろなご提案を申し上げて、子どもたちの旅立ちに支援をしてほしいなというふうに思っていますので、その辺のところでは考えがあれば伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長（自席） あの、前段奨学金の通帳になってるんじゃないかということのご指摘でありましたが、この人材育成基金条例を作ったときには、この就学をするだけのことを想定はしていませんでした。1項にはその就学児童生徒のことを書いてありました。5条での貸付対象には、第1項にはそうしたことも書いてありますが、第2項には町内に住所を有し、町内で働く個人または事業所の従業員が各種技能技術等を取得することを目的に研修するものこの奨学金を充ててもいいということにな

っていますが、実際には今のところ運用されておりません。趣旨としてはそういう目的で、やはり人づくりということに当時も重点を置いた基金の作り込みだったと思います。

先日も課長会議で本当にそんなこと使ったことあるのかってということがありましたが、職員のなかでもこのことを知らない職員もいましたし、これを活用どうやってするんだいというようなこともありました。ぜひともですね、もしも条例がそぐわないなら、先ほど言いました産業会議でいろんなご意見をいただいたときに、こういう基金ではなく、もっと広げた使い方ができるような基金としてはどうかというご意見があればですね、そのようにも検討してまいりたいと思いますし、あの柔軟に対応していきたいと思います。

それから早急にとということでございますが、あの産業の方でも人材不足、これは先ほど議員も言われたように、町内から出ていった人を戻す対策としては有効だと、Uターン対策で奨学金免除は。しかしながら今の現状からいうとそれだけではもう足りないということと、それからきつとまあ何人かは可能かもしれませんが、奨学金を借りても町外に就業する人も、まあそれは本人の希望もあるでしょうから、なかなかこれUターンだけを狙って効果を上げることにはならないんだろうなと思っておりますから、私は置戸町に就業する人含めてですね、まあUターンの方もそうです。奨学金の一部を償還免除ではありませんが、その分をお支払い、支給するというような方法が私は今の状況には合っているのかなというふうに考えております。

あの信愛会のお話もしましたが、信愛会の制度設計はもう4年前にできてるんですけども、どんぐりさんに就業した人の借り入れた奨学金、複数借り入れも想定されていますが、そのうちの一つの半額を償還期間支援してあげますよというようなことで、これを今活用されている方もいるというふうに聞いてますので、やはり効果はあるし、その方が町外出身者、町内出身者はちょっと確認していませんが、まああの町外から来る人も、こういうことが一つのきっかけになって置戸町に就業するということに向けば効果的だろうなと思ってますのでご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど言いましたように、今借り入れと償還の差が800万円で、今残金が3,600万円、毎年800万円ずつこの上増しをしていくと5,000万円になるのはあと3年ぐらいで5,000万円になるだろうと。まあこれからの借り入れの状況もありますが、ふるさと納税で昨年本町にいただいた人材育成に使ってくれと言われた金額が71件、約150万円、町外の方々から使っていただきたいということで、あの納税していただいております。これらの金額も含めてですね、あの貸し借り通帳だけではなくて、それを支出にも向けられるようなことも考え、あの制度設計をしたいと思っておりますし、それからこういう就業対策であれば地方交付税の、特別交付税の対象にもなるというふうに確認しておりますので、制度設計ができればそちらの活用も図りながら財源対策をしていきたいと思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 今年度より道南の方まで議員が視察できるようになりました。で、実際今回の視察では函館の方まで行ったんですけど、私があつた視察の希望地に選んだのはある福祉施設です。その福祉施設で介護者として就職をされると、この町に来てくれたことによるなんて言いますかね、準備金をそれこそ何10万円でしたか、30万円ぐらいでしたか、こうやって出すからぜひうちの町で福祉の仕事をしてくれないかという施設があつたんで、そこをちょっと見てみたいなど

いうふうに思いがあったんですが、きっとその就職奨励金等については職種を問わずいろいろあるの
だろうというふうに思うんですけども、有資格者、看護師でもまあ極端に言って医者、もしこうやっ
て置戸に住んで働いてくれるというようなことに対して、まあちょっともしかしたらこうやって格差
というか、そういったものをつけないければならないのかなというふうにも思うんですが、まだまだそ
の制度設計とされていないというふうに思うんですけども、有資格者の就労の思いと言いますか、改
正について考えがあればお願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど信愛会のお話もいたしました、いつも求人広告、それからハローワーク
に載っているとどこでいけば、今議員がご指摘になるように、福祉施設も本町ではいつも求人をしてい
るような状況であります。先ほど林業技術者をどうだっというお話の議論もありましたが、それにつ
いてもなかなか応募がなかったりという実態もありますし、やはりここら辺から集めるだけではなく
て、日本中からこういう目指してもらわなければ来ないんだろうと思ってます。そのためには、この
置戸ではこういう職種の人を募集してますよっていうことを統合しながらあのアピールを、発信をし
ていかないと難しいのかなと思ってます。林業は林業、福祉は福祉、医療は医療、役場の公募もそう
ですけども、そんなんではなくて、置戸ではこんな人材が今ほしくて、その具体的な条件としては書
けないこともあるかもしれません。職業斡旋になるから。ですが、そんなことを一元発信すれば効果
的になるのかなと思ってます。そのときに、あの得がたい職種っていうのはどこなかってのは今言
った以外にもあるんだと思います。あの商業者でもあるでしょうし、工業者での技術者、車の整備工
だとかですね、そんなこともあるかもしれません。そのためにはあの幅広く、いろいろな事業体や産
業界の方々からご意見をいただいて、どうやって効果的な求人や人材確保していくかっていうこと
を見据えて、この奨学金のあり方、それから支援のあり方を定めていきたいと思っています。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 これ以上聞くことはないんですが、願うならば非常に今仕事の形態
としてリモートワークもしやすい環境になったのかなと、置戸町はね。置戸に住んでリモートワーク
をしながら報酬が上がった議員さんでもやってくれないかなというかすかな願いを込めて私の質問を
終わりたいと思います。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 59号 置戸町長期継続契約を締結すること
ができる契約を定める条例の一部を
改正する条例から

◎日程第 12 議案第 68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計
補正予算（第4号）まで

————— 10件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
の一部を改正する条例から日程第12 議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算
（第4号）までの10件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例〉

○岩藤議長 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第7号)〉

○岩藤議長 議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第7号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第7号)、8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費、4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 認定こども園等運営に要する経費。75名の見込みのところ、83名。さらに1～2名プラスされるのかなど。昨今ですね、老健施設も含めて、こういうこども園等での体罰と言いますか、なぜそういったことが起こるのかという、あまりにも先生や保育士さんたちが少ない人数で大勢の子どもを見るのは大変なんだというようなお話があります。結構8名の増加ということで、そういった保育士さん等の体制というのができているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 現在、認定こども園の定員数は92名となっております。92名に合わせた職員数よりも若干増えて配置をされておりますので、そういった面では十分配置をされていると思っております。それから、また今年度につきましては、ICTを導入いたしますので、それにつきまして、業務の改善、こういうものを含めながら、なるべく職員の負担を減らすというような状況で園の方も頑張っているという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 児童遊園地に要する経費のところで、水道光熱費ということで3万2,000円を見っておりますけども、これから冬期間になるについてこういう費用が必要になってくるのかどうか、その辺もう少し中身をお知らせください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 こういう経費につきましては、公園の方にも街灯がございます。街灯の部分と、それからどうしても基本料金かかってまいりますので、そういったなかで基本料金がどんどん上がっているという状況でございますので発生をしてくるという状況でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

14ページ、15ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 スマート農業導入支援事業に要する経費ということで、置戸町もかなり自動操舵、これについてはかなりの普及率が高まって、いたるところで皆さん使ってらして、非常に効率よく運用されているんだなというふうに思ったんですが、今回、そのドローンの購入の助成ということで、あまり実績のないっていうか、今まだ開発途上の機械なんですが、これあのどうなんでしょうかね。能力的なところ、例えば、10アール当たりとか、ヘクタール当たりだとか、そういうその能力、このドローンがね、どれだけの能力を発揮して、いわゆるどれだけ作業が効率的にできるのか、その辺のちょっと機能についてちょっと教えていただきたいんですが。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 すいません、具体的なちょっと機能の数値等持ち合わせておりませんので、後ほど調べてお伝えしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今のところの付け足しと言ったら何か失礼なんですけども、いわゆるドローン进行操作するのに何か資格等々はあるのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ちょっといつの議会だか、大変すいません忘れたんですが、林業の関係ですね、航空法の改正がありまして、ID登録だとかきちっと登録をしなければならぬということで予算計上させていただいたときがあったかと思えます。その後、そこに関連してですね、改正航空法のなかできちっと操縦の部分につきましても謳われております。12月からその部分が適用になるということで、免許というよりも講習を受けて、なんて言いましょうね、きちっとこう日程を受けなさいという形になっていますので、これからどんどんその部分についても出てくるというふうに思っておりますし、場合によっては、その部分の資格取得に対する何か補助というところも、このあと出てくる可能性っていうのもあるかというふうには思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

産業振興課長、ドローンのスペックだとかっていうのはすぐ出てきません。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

16ページ、17ページ。

7款商工費、8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 建設機械管理に要する経費ということで、これ717万円。価格が決定したんで717万円減額ということだったんですが、当初の予算っていくらでしたっけ。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 当初予算につきましては、1,850万円で計上をしてございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

18ページ、19ページ。

9款消防費、10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

20ページ、21ページ。

3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費。

次のページ、22ページ、23ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。15款道支出金、1項道負担金、2項道補助金、3項委託金。18款繰入金、2項基金繰入金。

次のページ、6ページ、7ページ。

20款諸収入、3項受託事業収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第67号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。2 款保険給付費、2 項高額療養費、5 項葬祭諸費。9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。3 款道支出金、1 項道補助金。4 款繰入金、2 項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 8 号 令和 4 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)〉

○岩藤議長 議案第 6 8 号 令和 4 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書 (第 4 号)、4 ページ、5 ページ、下段、歳出から進めます。

3. 歳出。2 款水道費、1 項水道事業費。

質疑はありませんか。

4 番 佐藤議員。

○4 番 佐藤議員 水道の移設設計の業務委託料なんですけど、これあの説明によりますと、2 4 2 号線、北光のカーブですね、その改修と言いますか、線形変更に伴う水道。そこに水道管が入ってて、それに合わせて水道の移設のための設計と、そういうふうに説明いただきましたが、これはあれですかね、3 2 0 万円ですよ、委託料。これは全くあれですか、町の持ち出しで、財源は町の持ち出しってことなんですか。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 財源のお話でございますけども、今回の改良工事につきましては、町が占用している水道管の移設ということになります。でですね、工事費につきましては保証の対象となりますけども、それ以外の設計委託、設計につきましては、町単費ということになるかと思えます。

○岩藤議長 4 番。

○4 番 佐藤議員 工事費は国で持つけど、補償費になると思うんだけど、国で補償しますよということなんだけど、ちょっと何かあれですね。その工事の原因となるのは、あくまでも国道側が改修によって町の敷設する水道管が動かさんきゃならないと。それには、もちろん工事に関わるけど、その工事の設計も一つの費用であると思うんですね。そうすると、それはやっぱり国がね、国道側が持つのが本当ではないかと思うんですが、それについて町が持たんきゃならないっていう、ちょっと考え方が不都合って言うか、あまり何て言うのかな理解できないんですけど、その辺の国の方の考え方ってどうなんですかね。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 本来ですね、水道管敷設しているのは、国の敷地を占用許可を受けて水道管の敷設をしてございます。その占用許可の条件といたしましては、移設が必要になった場合については、占有者が費用をすべて負担するという決まりになってございます。ただ、今回につきましては、向こう、国側も線形を変えたいということもございますので、工事費については、保証の対象ということで開発局と協議をしているところでございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 契約上そういうふうになっているということで、こちら側もこの320万円は町の持ち出しということで分かりました。それで、これあの一定期間がですね、工事期間が2か年って、改良期間が2か年って聞いているんですけど、それに伴って水道の工事の方も2か年ということになるのか。それとも、来年ですね、多分来年から始まると思う、工事は。水道の工事は。と言うことは、水道の工事期間は何年を見ているんですかね。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今回の開発の工事につきましては、今年度、令和4年度と令和5年度の2か年というふうに聞いております。来年度ですね、本工っていうのかな、道路の線形を変える工事がありますので、その発注前に水道管の方の移設をお願いしたいと、早い時期にお願いしたいということで、今回、今年度で設計をして、来年度の早い時期に移設工事をしたいというふうに取り進めています。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。7款道支出金、1項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 13時46分

再開 13時57分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず最初に、議案第66号の説明について補足がありますので、発言を許可します。

産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 先ほどの高谷議員からのご質問でございます。今回、購入予定のドローンの、いわゆる処理能力ということですが、1時間当たり16ヘクタールを散布できるということで、かなり作業効率が向上する機械ということで予定をしてございます。

それから、石井議員からの資格の関係で少し補足をさせていただきたいというふうに思いますが、資格自体は義務ではありません。ただし、ライセンス証の発行というのを求められておまして、このライセンス証の発行を受けない方には、メーカー側としては、その専用機は売らない形になっておりますので、おのずとライセンス証は取得しなきゃならないということになっております。これが航空法改正、12月施行の部分になります。以上です。

○岩藤議長 今の説明でよろしいですか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 1時間当たり、16ヘクタールということで、これなかなか新しいスマート農業の中でも新しい分野なものですから、かなり勇気のいることだなと思うんです。従来、リモコン型のヘリコプターなんかは、概ね1機1,200万円ぐらいしますよね。5ヘクタール大体15分ぐらいで終わるんですけど、これ上限が100万円なものだから、1機当たりの単価っていくらぐらいするのでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 上限が100万円で、今回は2件分、2組分200万円を計上させていただいておりますが、実際には、それぞれ単価が違っておまして、200万円ちょっとと、もう1台の方は230~40万円になっております。

○岩藤議長 今の説明に対して、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第59号から議案第68号までの10件を通して質疑漏れはありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 先ほどのパワーショベルの当初予算1,800万円を超える予算が計上されていて、実質購入するときに、これ700万円も値引きっていうふうにあれしたらいいのか、1,800万円の根拠っていうのは、いわゆるパワーショベルの定価の価格で予算を計上したのか。それと、これはあれですよ。工事じゃないんで見積もり合わせ、確か3社の見積もり合わせで1社辞退して2社で見積もり合わせをやったというふうになんか記憶しているんですが、ちょっと値引きとしてはすごく大きくて、こちらサイドとしては悪くはないんですが、ちょっと当初予算から見ると、この決定価格っていうのは相当安いっていうふうに思っちゃうんですが、その辺の内容についてちょっとあれば教えていただきたいんですけど。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 予算的には、当初予算1,850万円とお話をしたところでございますけども、その算定根拠といたしましては、これなかなか定価からぼってくるのは難しい機械ということで、製造メーカーの方にですね、情報を提供いただきました。その際にですね、いろいろと価格変動が大きなちょうど時期でもありましたので、その説明にもありましたように、ゴム類ですとか鉄類だとか今の段階では、いつどうなるか、いくらになるか分からないという話もされました。それを見越してですね、少しあの当初言われていた金額よりもその分見越して少し上乗せをしているという状況で予算組をさせていただいております。また、入札、見積もり合わせですか、その関係ですけども、議員おっしゃられたようにですね、当初3社の見積業者でですね、1件、日立建機さんが辞退ということで、コマ

ツさんと日本キャピタルさんの見積もり合わせということで、最終的には、コマツカスタマーサポート株式会社の方に落札をしたということになってございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番 阿部議員。

○3番 阿部議員 議案の61号と62号について、大雑把な話しか聞いておりませんので、少し詳しく教えていただければなというふうに思います。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 議案第61号の置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例ということでございますけども、今回、特別会計の方から企業会計へ移行するにあたりまして、文言の整理ということで今回改正をお願いをしております。

続きまして、議案第62号の特別会計条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましては、今まで特別会計で見ていた簡易水道特別会計については、事業会計へ移行するというで廃止をすると、削除をします。それに伴ってですね、第2条の方で弾力条項の運用ということも今までは特別会計の場合していたんですけども、それについても今後事業会計に移行することによって削除をすることということでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 いわゆる従来の特別会計が今度、事業会計として示されるわけなんですけど、いわゆる一般会計からは、これ繰り入れは従来どおりという説明だったんですけど、これ例えば、その議会なんかの提案としてはね、従来は特別会計として上下水道特別会計で示されてきたんですけど、どういう形で今度は提案されてくるというふうに思えばいいんでしょうか。

○岩藤議長 副町長。

○葦島副町長 今までと同じようにですね、一般会計の方からは、事業会計への繰出金ということで会計の方に載ってくるかと思えます。また、事業会計の方につきましても、同じく特別会計ではないんですけども、予算書を作りまして、それについては議会の方にお諮りをしてですね、一般会計からは事業会計ですので補助金として受けるような形になろうかと思えます。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例から、議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)までの10件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を

改正する条例から、議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）までの10件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第59号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第59号 置戸町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第60号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第60号 置戸町農業集落排水事業償還基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第61号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第61号 置戸町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第62号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第62号 置戸町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第63号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第63号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第64号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第64号 置戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の採決を行います。

議案第65号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)までの3件を一括して採決します。

議案第66号から議案第68号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第66号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第68号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)までの3件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第9号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書

○岩藤議長 日程第13 意見書案第9号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書を議題とします。

お諮りします。

意見書案第9号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第9号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。

意見書案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和4年第8回置戸町議会定例会を閉会いたします。

閉会 14時16分